

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（3）（21.4定）			
日 時	平成 21 年 12 月 11 日（金）	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 05 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、山田副委員長、千葉・大橋・中島・ 濱本・井川・山口・古沢各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局経営管理 各部長、総務部参事、 保健所長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、濱本委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。成田祐樹委員が大橋委員に、菊地委員が古沢委員に、斉藤陽一良委員が千葉委員に、林下委員が山口委員に、それぞれ交代をいたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

○井川委員

◎市立病院の問題について

代表質問で行いました病院問題についてお尋ねいたします。

並木病院局長から、大変、御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございました。

そこで、お伺いいたします。経営指標の推移も踏まえてということで、経営状況をお尋ねいたしました。一般会計からの繰入金を除いてということで、経常収支比率も出していただきました。そうしましたら、20年度は、経常収支比率では2.9ポイント、それから医業収支比率については3.6ポイント改善しているという御答弁がありました。しかしながら、経営状況の大変よい民間病院などから見たら、まだまだ改善すべきことが多くあると認識されているということですが、そのまだまだ改善すべきことということは、どういうことなのでしょう。

○経営管理部次長

一般の民間病院で経営のよいところというのは、繰入金がないわけですから、それで医業収支なり経常収支は100パーセント超えているわけです。そういう意味では、まだまだ数字的にも足りないということでもあります。それと、並木局長は、機会あるごとに、さまざまな方からお話を伺っています。そういう中で、今、感じられていることと、今、言っていたのですが、医事情報、どういう診療をして、それがどういう収益につながっているか、こういう分析、それと、その分析に対する対応が全国規模で大きくやっているような病院ですと、例えば昨日の情報は、次の日の朝に全職員に配ると。そういうスピード感のある対応をされています。そういうところですか、経費の削減については、我々も今やっているのですが、民間では例えばもう値引きができないならもうあなたのところとは取引はしないよというような、そういうようなネゴシエーションをしながら契約をやっているわけです。それから、清掃ですとか警備ですとか、また、接遇ですとか、そういうのも非常に厳しくチェックしており、それがまだ市立病院を含め公的な病院は、えてしてそうなのですが、まだまだ甘いといわれております。それと、一番は、患者第一主義というところがあります。患者満足度調査とか、御意見を聞くということは、今、市立病院でもやっているのですが、民間病院では、それをすぐ反映している、そういうところがあるのではないかと思います。それとPR方法です。それぞれの病院の強みとか、そういうところを積極的にPRしていく。それもまだまだ改善の余地があるのではないかと、そんなことを述べておりました。

○井川委員

これを全部クリアしたら、大変すばらしい病院になるのではないかと思います。

次に、市立病院改革プランに沿った経営改善をしていく上でのポイントということで何点かお尋ねいたしました。収支の改善に力を注いでおり、そのためにはこれまでの慣例となっていることなどを一から見直すといわれていますが、どのような慣例が、あまりこれはここで言ったらいい意味の慣例ではないのかなと思うのですけれども、こ

の慣例というのは、どんなことを指していますか。

○経営管理部次長

これはえてして精神論的なところもありますけれども、今までは、小樽病院、医療センターそれぞれが独立した病院として、独自にいろいろ物事をやってきたのですが、今回、地方公営企業法の全部適用になり、局長が来てましたので、一つには、それぞれでやってきたことを今から一つの病院という目で、そういう視点で方向を決めて対応をしていくという。その中には、それぞれの病院が固有に持っている慣例をやっぱり改めていかなければならぬだろうと。それから、医師、看護師、あと技師とか事務の役割分担も、それぞれの病院間でもちょっと違いがありますし、ほかの病院から見ても、もっと改善できるところがある。そういう役割分担の慣例をひとつ一からやり見直していこうと。それと、職員の勤務体制も、やはり公務員なので公務員の縛りの中で今まで慣例的にやってきたところもあるのですが、それらのよりよい方法は本来どうあるべきかということもやっていこう、そんなところでございます。

○井川委員

それからもう一つ、二つの病院が一つになるということで、いろいろな例えば診療材料費の削減だとか、病院機能評価の取得とかいろんなものに向けて頑張っていってほしいんですが、それらについて、これ実施する上で、外部からの正当で公正な評価を受けることも必要であり、そのための取組も進めているという御答弁もありましたが、どんな取組をなさるのでしょうか。

○経営管理部次長

代表質問の答弁でも言っていますが、一つには機能評価、病院機能評価を得て病院を総合的に評価してもらおうということがございます。そのほか診療材料、それからDPCを入れる、その他の経営改善についても、並木局長のいろんな人脈の中から外部のコンサルタントを複数入れて御意見を聞いたり、中にはそこに委託をして責任を持ってやってもらうとか、そういうこともやっております。

それと、学識経験者のアドバイスをいただいたり、民間病院の事務長ですとか院長、ほかに技師の方たちも含めていろいろな方に病院に来ていただいて、両病院内又は両病院合同で研修会とか勉強会をやっているところでございます。

○井川委員

次に、地域医療と市立病院についてどう感じておられるかという質問に、いろんな大学だとか、いろんな病院を回ってきて、小樽では2次医療にきっちりに対応してほしいという御意見がたくさんあったということですが、小樽ではきっちり2次医療に対応できますか。

○経営管理部次長

再編・ネットワーク化協議会でもいろいろ議論したのですが、それぞれの病院で診療科を持っている部分については医師もいますのでそれなりの、言ってみれば2次医療と言わず2.5次ぐらいまで対応はできているのですが、やはり市内全体として、例えば糖尿病については専門の医師、この固定医がいない。それから、呼吸器科の医師も非常に限られた数しかいない。それから、血液とかリウマチに対応するような専門医がいない。こういうところについては結果的に、入院するまでとなると札幌のほうで診てもらわなければならない。そういう意味では、そういう医師の不足する診療科についての2次医療については、こたえていない、そういう部分があると思います。

○井川委員

こたえていないという部分もあるのでしょうかけれども、今度新病院を建設する場合、きっちりに対応しなければならぬと思うのですが、対応するに当たって一番ネックになるものは何でしょうか。

○経営管理部長

今、次長から答弁申し上げましたけれども、例えば糖尿病については、クリニックは別にしまして、公的病院と

かにはいわゆる専門医、常勤の専門医というのはいないのです。呼吸器もそうですし、血液、リウマチも非常に少ない状況です。やはり新病院を立ち上げていく際には、ネットワーク化協議会の中でも、ちゃんとした役割分担をしましょうと話し合っておりますけれども、局長が議会でも答弁を申し上げましたが、やはり公的病院というのは民間病院の見習うべきところは見習うけれども、役割というのがあって、ほかの病院で持てないところは持つのだということで新病院を考えていくということですから、そういった地域として不足している専門医、それをどうやって新病院で確保していくか。それで、先ほど言いましたけれども、3次医療とか特殊なものは、これは札幌にお願いするとして、2次医療については、高齢者が非常に多い中、やはり地域として、そういう不足した部分を充足して新病院で行っていきけるか、そこが一つのポイントだろうと考えております。

○井川委員

きっちりと対応できる病院ができることを私たちも望んでおります。

次に、新病院の機能として、今度、地域連携医療センターができるということで、これに大いに期待しているのですが、この役割をお知らせください。

○経営管理部次長

今、想定しているのは、小樽市内には、市立の両病院のほかに中核的な病院が三つありまして、またクリニックもたくさんありますので、それらの連携がうまくいけば、小樽市内でかなりの部分の医療が完結できると思います。今もそれぞれ地域連携室を持ってやっているのですが、それらの連携をもっと強めるという機能が一つございます。

それと医師を小樽・後志圏全体で育てる。それもいわゆる総合医的なものと指導医、それぞれの専門医と指導医を育てる、そういう仕組みをぜひつくりたいというのが、この地域連携医療センターの役割でございます。それにはやはり、ある程度市立病院が核となっていく。そのためには、まずは両病院が統合して、一定程度の規模を持った中でやっていきたいという考えでございます。

○井川委員

今まであった再編・ネットワーク化協議会が終了したということですが、これとのかかわりがある、こういうのをつくるのでしょうか。

○経営管理部次長

再編・ネットワーク化協議会みたいに医師会、それから市立病院の両院長とか、医療の専門家が集まって話し合う場というのは、この地域医療連携センターとは別に一つ必要だと思います。地域医療連携センターというのは、そういう医療者のトップが集まった中で、ある方針が決まったら、それを実務的に、具体的に動かしていく仕組みとしてつくっていききたいという考えでございます。

○井川委員

いろいろと、頑張っていたきたいと思います。

そこで、並木局長がいつもおっしゃっていましたが、とにかく患者を増やさなければ経営の状態はよくなるのだということなのですけれども、まず患者をどのような方法で増やしていきたいのか、ちょっとその辺の方向をお尋ねいたします。

○経営管理部長

いろんなことがあると思いますけれども、やはり基本は、先ほど答弁いたしました、例えば小樽病院のことを考えますと、どうして患者が減っていったかという、一番大きなのは、やはりその専門医がいなくなったことでございます。一人一人の医師の収益というのは、答弁にも一部ありましたけれども、道内でも非常に高いですし、患者数が多いわけです。それで、専門医がいなくなることによってその患者がほかへ流れる。しかも市内になかなか受皿がなくて札幌に行くということがございますので、局長が答弁いたしました、基本的には医師を確保して患者数を増やすというのは、専門医を何とか確保して地元のニーズにこたえる、それが一番だと思います。

あとは、局長が常日ごろ申しているのは、やっぱり医師、看護師、それからスタッフをはじめ、いわゆる患者サービス向上の意識をきちっと持つということが一つの柱だと思います。

○井川委員

まず、患者を増やすということですが、普通は医療事故の少ない病院を選ぶというのも聞きます。最近ちょっと、小樽では医療事故の話は聞いていませんけれども、最近そういう事故がありましたか。

○経営管理部長

ここしばらくというのですか、特別聞いてはおりませんが、やっぱりいろんなトラブルというところちょっと言いすぎかもしれませんが、患者さんとの意思疎通がうまくいなくて、私も事務局時代、何度か間に入ってお話を聞いたことがあります。全く皆無ということではありませんけれども、医療安全対策委員会というのを組織として立ち上げてやっておりますので、かなりの部分は抑制されてきているというふうに思っております。

○井川委員

患者を増やすということについてですが、実は私は、今、銭函に住んでおりますけれども、銭函のほとんどの人が小樽の病院には来ていないはずなのです。ほとんど、80パーセントとは言わないのですけれども、それに近いぐらいの人が溪仁会病院のほうに行かれているようなのです。小樽まで高速道路で行くと、片道550円で往復1,100円かかりますから皆さん高速に乗ってまで小樽にはこないのです。手稲溪仁会病院は、私も結構いろいろな話を聞くのですけれども、わりと医療事故がある病院なのです。それで、苦情を言っていらっしゃる方もいるのですけれども、やはり何といっても近いというか、小樽病院よりも簡単に行けるということで行っているのです。今、手稲溪仁会病院まで行くのに銭函からでは、高速道路からおられないので、急いで行っても、信号もたくさんありますから20何分かかかるのですが、今度、高速道路が無料化になった場合、小樽病院に行く人が増えるかなと思うのですが、その辺の見解はどうですか。

○経営管理部次長

銭函地区の人口は、小樽市全体の10パーセントを切るぐらいいるのですが、医療の動向としてどうかと言いますと、この地区で入院する人の大体6割が小樽市内に入院されていて、残り4割の方はほぼ札幌に行かれています。これは小樽市全体ですと75パーセントの方が市内に入院されているのに比べ、やはり札幌への依存というのは高いと思います。外来については、大体半分の方が札幌市内で受診されて、半分の方が小樽市内ということで、交通の便からいうと、圧倒的に手稲のほうに近いのですが、それでもやはり小樽にも来られているということは、小樽の医療がもっと充実すれば、小樽に来られる方も多くなるのかなとは思っています。

○井川委員

できるだけ市内の病院を使ってもらいたいと思います。病院の統合新築が長引けば長引くほど患者が離れていくのです。皆さんもいつできるのだろうか、もうできないのだろうかとか言いながら、どんどん札幌のほうに行かれると、もうなかなか小樽に戻るのが難しいということもありますので、ぜひ早くにできれば良いと皆さんが願っております。

それで、基本設計について、どのようなスケジュールとまで言ったら大変御答弁が難しいと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。市長が自分の任期中には実施設計をというお話もありましたので、それから追いかけていくと、どのタイミングで基本設計に取り掛からなければならないのか。きっちりとした御答弁でなくても結構です。大体どのぐらいのときに、どんなふうにする必要があるのでしょうか。

○経営管理部長

基本設計ということですが、前回の基本設計では、発注してから成果品が出るまで11か月となっておりますし、プロポーザルをやっておりますので、その契約手続にも2か月かかっていたという状況です。今回どういう形で再開するかというのはまだ決定していませんけれども、随意契約ということであれば、契約前の手続を非常

に短くできるということと、前回の基本設計は、実は11か月分、半年以上業務を行っております。その中で両病院のそれぞれのセクションに入って行った基本調査については、そのまま、引き続きつなげていけますので、この設計に要する期間というの、大幅に短縮できらうと考えております。

ただ、やはり再開に向けて、その調整期間というのがどうしても必要になりますので、建設地にもよりますし、また今後詳細なものを検討していかなければならないと思います。いつ予算を計上して、いつスタートするかということですが、はっきりしたことはまだ申し上げられませんが、11か月の分が大幅に短縮されるという中で、次の実施設計に入っていけると、そういうスケジュールにならうかと思ひます。

○井川委員

はっきりわからなくても大体のところということで質問いたしましたけれども、前につくってある基本設計、これ恐らくはベッド数とかそういうものが変わるので、相当変わるところもあるかと思うのですが、使える部分と使えない部分とがあつて、全面的に新しくするのか、それともそれを手直ししながら使うのかということでは、どういふことになりますか。

○経営管理部長

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる基本調査の部分というのは、ほぼそのまま生かしていけるのらうというふうを考えてございます。

あと、例えば薬局を1階にするのか、2階にするのかとか、そういうことはセクションごとに詰めているわけですから、そういう基本的な要素というのは、そのまま使えます。ただ、土地の形状が変わるとか、あるいはその病床数が変わるとかということによつて、調整というのは出てくると思ひますけれども、おおむね基本調査の部分というのは使っていけるというふうを考えております。

○井川委員

とりあえず建設地が決まった時点で、ネックになるのは、財政とそれから病院の経営ということだったので、その財政面では、起債をする上でどういふ部分が問題になり、どんな部分で努力をしていく必要があるのですか。わかるところまででいいです。

○経営管理部次長

基本的に、今、改革プランをつくりまして資金収支計画を立てて、過去の不良債務の解消のめどを立てておりますので、今も医療機器の起債は、借りることができております。ただ、新病院の建設となりますと、大きな投資をするわけですから、その病院を建てた後、収支が成り立つか、そここのところが総務省のほうでも非常に見られるところになると思ひますので、そういう面も含めた資金収支計画を立てて、国や道と協議する必要があると思ひております。

○井川委員

せっかく建設地が決まっても借入れができなかつたなんていうことにならないように、ぜひ市長部局と病院局で頑張つて、一日も早い統合新築をお願いいたします。

◎経済に関して

○濱本委員

まず、経済に関してお伺いをするのですが、小樽は、東アジア・マーケットリサーチ事業なども含め、いわゆる対岸との経済交流を目指していろいろなことをやつてきたわけですが、その中で、12月1日に台湾の札幌事務所が開設されました。台湾というのは、今まで観光客も結構来ている状況にありましたが、今までこういう、いわゆる事務所、領事館なんかも含め、そういうものに対してどういふ取組をしてきたのか。例えば、在札では中国とか、いろいろあるのでしょうか、その辺の取組などがあつたら教えていただきたいのですが、

○（産業港湾）商業労政課長

12月1日に台湾の札幌事務所が開設されたということは報道等で承知しております。これまでそういった領事館と、例えば観光又は物産等で、どのようなかわりがあったかというふうなお尋ねですが、特にこれらの機関と接触して、具体的な取組を行っているという状況にはございません。

○濱本委員

例えばジェットロとかいろいろな機関があつて、そういうところとは、いろんなことでコンタクトをしながら事業を組んでいたと思うのですが、せっかく台湾の札幌事務所が開設されたわけですから、そういうところとも、ほかのところも含めて、ぜひとも交流というか、働きかけをしていただきたいというふうに思うわけです。

今年のアイアンホース100周年のときに、在札幌アメリカ総領事館から領事が来てくれて祝辞を述べてもらいましたけれども、それも結構向こうに働きかけをして初めて実現したということなのですね。そういう意味では、今までの経済交流も含めて、いろんな交流を行う上で、こういう出先機関である領事館などとのコンタクトというのは、私はちょっと足りなかったのかなというふうに思うわけです。サミットのときもバスを用意して後志管内を回っていただいたのですが、乗車率としては、あまりよくなかったという現状もあるわけで、そういう意味からいっても、ぜひともせっかく台湾の事務所もできたわけですから、ほかの領事館も含めて、いろんな取組を研究していただきたいと思いますが、いかがですか。

○産業港湾部長

最近の例というか、小樽の今までの取組のことで申し上げますと、例えば札幌の在外公館だけではなくて、東京の大使館ですとか、ニュージーランド大使館などは姉妹都市提携以来、いろんな交流の仲立ちをやっていただいていますし、それから在ロシア、かつては在ソ連の総領事館には、例えば小樽の子供たちが、ナホトカのピオニエールキャンプに参加するときには、必ずあいさつに行つて、それで楽しいひとときを過ごし、帰ってきたりとかしております。

それからまた、在札幌中国総領事館にも、最初のころはいろいろノウハウがないものですから、向こうにコンタクトをとるような方法なんかを教えてもらうなど小樽市としては、いろいろな面でやってきた経過がございます。これからも御案内のように、そういうお話は、大変重要だと思いますから、特にこれから台湾はそういう視点で、せっかく札幌にいわゆる在外公館的なものができますので、いろいろな意味で活用もさせていただいて、それから我々としても情報提供するなどして、いろいろ利便性が上がるようにうまく活用させていただきたいというふうに思います。

○濱本委員

ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それで、その前提となるのが、やはり民間の国際交流の部分だろうと思うのです。ちなみに小樽に、いわゆる国際交流を目的とした民間団体というのは、どういうものがあるのか、それからこの12月13日に小樽日中友好協会をまた新たに再設立されるみたいですが、そういう団体への支援というのは、具体的に今後、どういうものがあるのか、どういうことが考えられるのか、あつたらお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）保科主幹

現在、市で把握している国際交流団体は15団体あります。

活動の内容といたしましては、小樽商科大学国際交流センターのように留学生の受入れや派遣、あるいは国際交流週間の開催といった市民や留学生をつなぐ活動を行う。あるいは、小樽ニュージーランド協会や小樽日韓友好親善協会のように姉妹都市あるいは友好都市との交流を行う団体。日本ユーラシア協会や小樽日中友好協会のようにロシアや中国といった特定国を相手に交流を行うもの。あるいは小樽日本語サポートクラブのように、日本語教室を行つて、語学のサポートにより外国人との交流事業を行うものなどがあります。

市としての支援ですが、基本的には必要な情報の提供、あるいはこういった団体の情報の発信、そういった広報的な役割を担っていきたいと思っておりますし、あるいはOTARUワールドフレンズという団体がありますが、地震、津波、被災国への支援などを行って、貧しい国へ運動靴を寄贈したりもしております。こういった際には職員にも運動靴を募ったり、あるいはTシャツを募ったりして贈るといった基本的に市として可能な限りの関係を保ち、やれることはやっていきたいというふうに思います。

○濱本委員

民間団体は、財政的にも苦しいですし、それからマンパワーでも間違いなく不足している部分もある。思いはあっても、なかなか事業が立ち進まないとか、組織の部分でもせい弱であるといった問題もあるのだらうと思っておりますので、これからも支援をお願いしたいと思っております。

◎雇用確保について

次に、雇用確保についてお伺いをしたいと思います。

来年度に、小樽市新規高等学校卒業生雇用奨励金を創設して実施をするということなのですが、まず第1番目に、市内の事業者数は何社ぐらいあるのか。例えば、商工会議所に登録されているのは、2,000弱ぐらいだったと記憶しておりますけれども、小樽市全体の事業者数は何社ありますか。

○（産業港湾）商業労政課長

平成18年の事業所企業統計調査によりますと、市内の事業所の総数は6,789事業所です。そのうち民営の事業所が6,577事業所となっております。

○濱本委員

それで、要はこの制度に関して言えば資格要件がありまして、従業員数が100人以下だとか、市税の滞納がないとか、雇用保険適用とかとなっているのですが、まずこの100人以下というのは、市内の事業所で100人以下という意味なのか、ちょっと違う意味なのか、この定義について教えていただけますか。

○（産業港湾）商業労政課長

この雇用奨励金の対象事業所の要件でございますけれども、まず一つには、市内に本社・本店がある事業所を対象としてございます。また、市内に本社・本店がない事業所でありまして、例えば札幌に本社があつて小樽市内に支店、出張所等がある事業所に市内高校生が就職した場合、その企業全体の従業員の規模が100人以下の事業所、言ってみれば中小企業等の企業等であれば対象としたいと、そういう考えでございます。

○濱本委員

ここがちょっと矛盾するところなのですね。地元への就職を促進するという意味では、例えば小樽の事業所が3人しかいませんが、札幌の本店は100人以上いますということになると、確かに20万円の奨励金は札幌の本店に行くのかもしれないですけども、小樽で就職はできるわけです。ここで切ってしまうと、全体としては100人以上なのだけれども、小樽は少ないと。で、そういうところへ就職したときには、支援はないと。だけど、逆な部分もたぶんあるのだらうと思っております。そういう面では、こういう制度というのは、いろいろ難しいものがあるのでしょうか、難しいというか、結構あい路があるなという印象なのですかけれども、そこら辺はいかがですか。

○（産業港湾）商業労政課長

確かに小樽市内の事業所であれば企業規模にとらわれず、大企業も含めて、すべてよしとする考えも一方であろうかと思っております。ですけれども、例えば金融機関等で東京や札幌に本社がある大きな事業所も、この雇用奨励金の対象とすべきなのかどうなのかということは、部内でも議論いたしまして、当面限られた予算の中ですから、対象を中小企業等の規模ということで、企業全体の規模を100人以下ということの要件を考えているところでございます。

○濱本委員

わかりました。

それと、要件の市税滞納なし、これは当然のことだろうと思うのですが、雇用保険の適用というのがあるのですが、例えば今までは雇用保険の適用事業所だったけれども入っていなかったとか、そういうところもあると思うのですが、今回、例えば20万円の奨励金がいただけるのであれば、採用した4月1日から雇用保険の適用申請をしますといった場合には、これは対象になるのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

対象といたしましては、雇用保険の適用事業所であることを要件としております。この雇用保険適用事業所の内容ですけれども、1週間の労働時間が20時間以上で、1年以上雇用をする場合には、必ず雇用保険に入りなさいという規定になっております。これは一つには、雇用される側の労働条件との兼ね合いがありますので、当然雇用保険に入っただくということは労働者の処遇改善の面からも必要なことと思っております。御質問のありましたこの適用の期日ですけれども、この制度は、来年の春に卒業した人を4月1日以降雇い入れて、6か月以上雇用した段階で、奨励金の対象とするという内容でございますので、最終的にその段階で、雇用保険適用事業所となっていれば、対象としたいというふうには考えてございます。

○濱本委員

ちょっと安心しました。現実問題、雇用保険も払えない企業もたぶんあるのだろうと思うのです。ただ、いつかは入りたいと思っても、なかなか入るタイミングを逃しているという部分もあるでしょうし、こういう奨励金制度があるのであれば、この際、適用事業所の申請をしようかという思いにもたぶんなるのかなと、間接的にはそのような思いもしていますので、雇用保険の適用事業所が、6か月間の猶予期間の間に雇用保険にきちんと入っていればいいという理解でいいですね。

（「はい、よろしいです。」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

わかりました。

それと、この対象人数は100人としていますが、100人という根拠みたいなものはありますか。

○（産業港湾）商業労政課長

ハローワーク小樽が、小樽管内での就職状況を公表してございます。聞くところによりますと、昨年、また一昨年に小樽管内で卒業した高校生が、小樽市内の事業所に就職した人数がおおむね100人強と聞いておりますので、今の就職状況が大変厳しい状況でありますことから、その100人を目標にして、この雇用奨励金をうまく活用し、市内企業に採用していただきたいということから100人という人数を設定した考えでございます。

○濱本委員

現実問題、目減りすることだけは間違いない中で、こういうものをつくって、何とか現状を維持しようというふうに理解していますけれども、ちなみに100人を超えたらどうするのですか。

○（産業港湾）商業労政課長

今回のこの雇用奨励金は、第3回定例会で設置いたしました小樽市地域経済活性化等推進資金基金を活用して対応してまいりたいと考えております。ですから、年度途中で100人を超えた場合も、この基金を取り崩していく中で対応してまいりたいと、そういうふうに考えてございます。

○濱本委員

では、100人をできるだけ超えるぐらいの申請があつてほしいというふうに思いますし、その分は補正予算で対応してくれるということなので安心はしていますけれども、これは平成22年度の単年度事業なのか、将来的にこういうものを継続する余力は本当はないのか、例えば21年度の卒業生で、小樽市内に就職した子供たちには出ましたと、

22年度に就職した子供には出ませんでしたというのは、何かちょっと瞬間的な対応で不公平かなと思うのですが、継続性についてはどう考えていますか。

○産業港湾部長

こうした制度は、来年度からは函館市もやろうとしております。既にやっている苫小牧市も、かつて平成16年度ぐらいから一時期やっていたのですけれども、やはり雇用状況や財源の状況などで一時中断していた経過があり、また始めるというようなことでもございました。ですから、私どもも今、この緊急時対応ということで、基金を活用し、実施をするということでスタートさせたいと思っておりますから、基本的には短期間で実施をしたいというふうに思っています。今後22年度以降が、どのような情勢になるかによって、改めてまたその対応が必要になってくるかと思っておりますけれども、現在の考え方としては、短期間でやりたいというふうに考えてございます。

○濱本委員

できればこういう事業ですから、せめて3年ぐらいはやっていただきたいなという気がするのです。というのは、本来であれば平成22年度でこの事業をやって、23年度のときには、もう景気が回復していて、このような奨励金なんか要らないという社会情勢であればいいのですけれども、どうもそうは思えない。そんなふうには世の中が簡単に変わるとは私は思えないし、小樽市の経済状況もすぐに好転するとは思えない。そういう中では、ぜひとも続けることを前提に研究というか、予算措置なりに向けた努力していただきたいなというふうに思います。答弁は結構です。

それともう一つは、高齢者、私は別に高齢者をどうのこうのというつもりはありませんけれども、高齢者のいわゆるこういった雇用奨励金みたいなものは、過去にはいろいろな制度があったはずですが、でも、若年者の部分については、少なくともこの小樽もそうですけれども、あまりなかったと思うのです。そういう意味では、私はすごくいい視点だと思いますし、その意味からも継続については、ぜひ前向きな努力をお願いしたいと思います。答弁はいいですから。

次に、教育に関連して、何点かお伺いをしたいと思います。

○インフルエンザによる授業時数の減について

インフルエンザについてですが、はやっているという話もありますし、亡くなった方も当然いらっしゃる。教育に関連してですが、このインフルエンザで、学校が学級閉鎖になったり休校になったりしていると思うのですが、その実態はどういう状況でしょうか。

○（教育）指導室主幹

全体の状況でございますけれども、まず学級閉鎖等ですけれども、小学校では一番日数が多いのは、11日程度の学校があり、全く学級閉鎖を行っていないところもあります。また中学校では9日というのが一番多いところでありまして、小学校同様全く行っていない学校もございます。

○濱本委員

改めてちょっと確認なのですが、小学校と中学校では若干違うと思うのですけれども、年間の授業時数、これは何時間になっていますか。

○（教育）指導室主幹

標準の授業時数ですけれども、小学校6年生でございましたら945時間、中学校3年生でございましたら980時間となっています。

○濱本委員

945時間、980時間ということですが、インフルエンザで11日とか9日が学級閉鎖になっていますが、わかる範囲で結構なのですが、今の時点でマイナスになっている時数は、要はインフルエンザで休校、学級閉鎖になって不足している時数を把握していますか。

○（教育）指導室長

学級閉鎖、学校閉鎖等の行っている学校については、おおむね一定時期まではこちらのほうでは掌握しております。そして、それにかかわっての回復措置についても、校長会議を通して個別に指導を行っているところでございます。

それと先ほど主幹のほうから標準時数について、小学校では945時間というふうに答弁したのですが、移行措置の関係で980時間というところもございます。

○濱本委員

たぶん北海道教育委員会からも、インフルエンザによる時数減の回復措置の通達もたぶん出ていると思うのです。学校間によって簡単に言えば、ゼロのところもあれば11日のところもあると。だから結構ばらばらなのでしょうけれども、少なくとも例えば中学校3年生はこれから受験を控えているわけなので、いわゆる足りなくなっている時数の回復については、最大限努力をしていただきたいと思うのですが、この時数確保のための具体的な回復の方法については、どういう方法を考えられているのですか。

○（教育）指導室長

実際に行われている内容で話をさせていただきますと、通常予定している時間が1日4時間から5時間のところを5時間や6時間に増やして授業をしていたり、あと学校行事や特別活動の内容の縮小。具体的に言いますと、文化祭が2日日程のところを1日日程にしたというところもございます。あと、その行事にかかわる練習等についても、今まで通常授業の中で行っていたものを放課後にして、あいたところで授業を行っているというところもございます。

あと、2学期の終業式、3学期の始業式は、通常給食がないのですが、給食を配置しまして、それで授業を行い、放課後の5、6時間の時間帯も縮小して授業数を増やしていくというような対応をしております。

○濱本委員

わかりました。

子供たちにとって授業時数が足りなくなるというのは、大変な不利益をこうむることなので、それぞれの学校間の事情はあるのでしょうけれども、ぜひともそういうことがないようにしていただきたいと思えます。1年間が終わったときに、結局、標準の時数まで達しなかったということがないように取り組んでいただきたいですし、教員もそれに真しに対応していただきたいなど。また、どこかで労働条件が変更になるなどといった、何かしらの問題が発生しないように細かく対応していただきたいと思えますが、どうですか。

○（教育）指導室長

授業時数の確保については、極めて大切な問題でありますし、子供たちの学習力を保障する最低限のことであるというふうに考えておりますので、委員がおっしゃられたことを十分踏まえながら対応していきたいというふうに考えてございます。

○濱本委員

◎22年度の全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査についてですが、教育長は、来年度から抽出ということになったときには、小樽市としては参加をしたいと。抽出の対象にならなくても参加をしたいということでした。参加をしたいというのは、全児童・生徒を対象にするつもりなのか、それともまた小樽市内でさらに抽出をかけるつもりなのか、それから、それに対する予算措置はどういうふうになるのか、その点をあわせてお伺いしたいと思います。

○（教育）指導室長

平成22年度の全国学力・学習状況調査につきましては、今のところ抽出ということで、いろいろ連絡等が来ております。抽出に漏れた場合についても、教育委員会の中で、本年度と同じような対象で実施をしたいというふうに

なりました。

それと、予算についてですが、道教委では文部科学省にこれまでと同様の実施方法と予算措置を要請しております。小樽市教委としても道教委に対して、抽出以外のところで希望があったところについては、全道的に全部、予算の保障をするようにということで、今、要請いたしているところでございます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

私のほうからは、一般質問でさせていただいた項目から何点か質問させていただきたいと思います。

◎国際交流について

初めに、国際交流についてですが、一般質問の中で、在住外国人の方ですとか、留学生の方との交流を深める意味で、どのようなイベント事業などを行われているかということをお聞きさせていただきました。その御答弁の中で、小樽市文化団体協議会と共催で行っている日本文化体験会というのがあったのですけれども、この内容ですとか、参加人数、またその推移について若干お教え願いたいと思います。

○（総務）保科主幹

今、お尋ねのありました日本文化体験会の状況と推移についてでございますが、これは在住外国人の方に日本文化を体験してもらうということを目的として、平成 6 年度から小樽市文化団体協議会と共催で行っており、今年で 22 回目となります。

中身といたしましては、10 月に華道、書道、茶道といった日本文化を体験していただくものでありまして、平成 18 年度からは、ちぎり絵も加わっております。

この参加人数の推移でございますが、この体験会は、比較的ずっと安定した人数で推移しておりまして、平成 6 年度の当初には、26 名の参加があり、今年度は 23 名ということで、常時 15 名から 29 名の参加者がおります。参加者につきましては、主に小樽商科大学の留学生が多い状況で、教える側の講師の方も大変生き生きと教えているという活動状況になっています。

○千葉委員

また進めていく上での課題や問題点を質問させていただいたのですけれども、御答弁の中では、日本語教室の受講生が減少しているという点を指摘されていたのですが、この減少している要因は何なのか、もしおわかりになっているのであれば御説明願いたいと思います。

○（総務）保科主幹

日本語教室受講生の減少要因についてでございますが、日本語教室というのは、日本語教師の資格を持っている小樽日本語サポートクラブというボランティア団体の先生が、毎回数名で、毎週水曜日、年 30 回ほど日本語を教えているのですが、これまでの受講生といたしましては、中古車等を販売されているロシアのビジネスマンの方ですとか、NOVA やジオスといった英語学校の先生、あるいは中国、ネパールからのビジネス関係の方が多かったのです。しかし、これらの方が減少してきている状況でございますが、これにつきましては、やはり世界的な経済不況が背景にあるのではないかとこのように思っております。

○千葉委員

今、事業の内容などを御答弁いただいたのですけれども、それらの事業というのは、受ける側の希望をもとに実施された事業ではないというふうに思うのですけれども、今後、交流を深める意味で、在住外国人の方ですとか留学生の方が、こんな体験をしたいとか、こんな事業はどうだろうかとか、逆の参加者から視点での取組も必要なのではないかなと思うのですけれども、今までそういう取組をされてきたのか、また今後考えるお考えはないのか、

お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）保科主幹

留学生から、これからの取組についての声を聞いているかという御質問でございますが、これまで国際交流団体が開催した留学生の声を聞くイベント的なもので、記憶に残っておりますものとしては、小樽に住んでみて、外国語の標識あるいは看板が少ない、バスの時刻表がわかりづらい、それから英語が通じない、店の閉まる時間が早い、若い人が集まる店が少ないといったようなことが、イベントを通じて私の耳にも入っております。こういうところを改善するようなイベントといったことをこれから考えていくことになるのかなと思っております。実際に、留学生は、小樽商大と小樽薬科大学で70数名いらっしゃいまして、小樽商大には70名を超える留学生がいるのですが、ここの国際企画課が窓口になって、留学生の声を聞くことをやっておりますので、これからも商大のほうと連携し、そういった声を反映させるようなことを考えていきたいと思っております。

○千葉委員

ぜひ、そういう声を聞いて、また市民との交流の機会も増えていけばいいのかなと今、私も考えております。

国際交流の質問の中で、姉妹都市交流の取組についても伺っております。今までの交付金額の推移を聞いておりますと、20年前に比べてその交付金額も12分の1か13分の1ぐらいになったということで、非常に厳しいなという実感をしたのですが、この交流の取組についての御答弁の中で、限られた予算の中、交流内容を一層吟味するとありました。これは、具体的にどういうふうに吟味していくのかということをお説明願いたいと思っております。

○（総務）保科主幹

姉妹都市交流について、これからどういう活動をしていくかということでございますが、例えば姉妹都市提携に関する周年行事等、これは市と市の関係で、市としても主体的にかかわらなければならないとは思っておりますが、文化団体同士の交流、合唱とか、あるいは生け花とか、そういったことにつきましては、市が主催となり、旗を振ってやるということではないと考えております。また、ニュージーランド、来年30周年の記念を迎えますが、そういった中でも小樽ニュージーランド協会の力をいただいたり、あるいはソウル特別市江西区との関係では小樽日韓友好親善協会というしっかりとした組織がありますので、そういったお力をいただいて交流を進めていくということで、市主催から市がそういった民間の交流をサポートし、バックアップしていく、そういった形になっていくのではないかとこのように考えています。

○千葉委員

一連の、全体的な国際交流の質問の中でおっしゃっていましたが、市で把握している国際交流団体が、ニュージーランドですとか、ロシアのナホトカですとか、韓国ですとか15団体あるとのことで、それぞれ国とか性格、役割が違う団体が数多く小樽市にはあるということをお認識しました。その中で今後、市がサポート体制の役割を担っていくということですが、国際交流の進め方という点で、大きな枠で見ると、本来、その中心になる役割を担う行政がサポートに回るということは、中心になる役割の組織をきっちりつくっていかなければ、今後それぞれの活動ばかりに視点が行ってしまって、小樽市として国際交流をどのように進めていくのかという基本的な考え方がばらけてしまうような気がするのです。そういった意味から、今後、市の役割はサポート的であるというのであれば、行政以外の民間団体の方々の役割をどのように考えて、またその中心的な役割を民間に組織的なものをつくっていく考えなのかどうなのか、その辺についての考え方というのは、どのようにお考えでしょうか。

○（総務）保科主幹

市としてのサポート体制の関係ですが、国際交流というのは、基本的には人と人の関係でございますが、市が引っ張っていく部分と、市が中心とならなくてもいい部分もあろうかと思っております。グローバル化が進んでいる現在におきまして、市民の例えば華道の団体ならその団体が、相手国の華道の団体と交流するといった、そういったものを自由に、これから多様な交流が進められていくのではないかと考えております。そんな中で、市の本分としまし

てやらなければならない、基本的には、市とその相手国の市あるいは市と区の連携、そういったいわゆる行政の関係ですが、これはきちんとなさなければならないと思います。また、そういった団体へ、市は必要な情報を提供するといったことが大事になると思いますし、例えば、参加者を募集している、団員を募集しているという団体があれば、そういったことを市が市民に対して広く周知するといったことが必要になってきます。そういう意味では、各国際交流団体を市がつなぐということ立場が大切なのかなと思います。市としても可能な限りのサポートといいますか、できる限りのことは、やりたいと思っていますし、やっていかなければならないと思います。そういったことから市の中心的な役割は、そういった情報の関係あるいは市の持っている施設、こういったものをできるだけ使っていただく。あるいは、市で登録させているボランティア通訳あるいはホストファミリー、そういった存在が、これから国際交流の受皿として重要になってくると思いますので、そういった形でのサポート体制というところで考えております。

○千葉委員

今御答弁があったのですけれども、小樽市には姉妹都市との交流を推進するために姉妹都市提携委員会があって、姉妹都市を相手にしたいろいろな交流とかは、その中でいろいろ話し合われているのかなというふうに認識しているのですけれども、要は、たくさんの観光地に結構多くの観光客もいらしているので、本当の意味の国際交流を進める上では、姉妹都市だけではなく、ほかの国々との交流を行うためには、市の役割と民間の役割ということをきっちり分けるといふか、民間が中心的な役割を持つ組織、そういったものが必要になってくるのではないかなというふうに思っていますが、今までそういう取組といふか組織をつくろうかということとは全くなかったのでしょうか。

○（総務）保科主幹

民間の共通的な国際交流の受皿についてのお話だと思いますが、確かに江別市とかには国際交流協会があり、詳しくは調べていませんが、青森とか各地にもそういった国際交流協会が中心となり、国際交流を進めているところもたくさんありますし、諸外国におきましては、民間の団体が国際交流を担っているというような状況も聞いております。そういった意味では、小樽にも国際交流協会があればいいなというふうに私も思っていて、過去においては平成 8 年に市のほうで国際交流関連団体連絡会議というのをつくったことがございます。これは各団体の情報交換、提供、収集、連携のとれる事業の研究・検討をして、国際交流事業を推進しようという会議を発足させましたが、残念ながら平成 11 年度でこの会議は終了しております。ただ中身的には、市内の国際交流団体が、今、何をしようとしているのか、今年度の事業はどんなことをしようとしているのかというのを市のほうで把握するためにも大変必要な組織でありましたし、お互いやろうとしていたイベントが似ている、時期も似ているということであれば、一緒になってやるとか、そういった情報を得るための場としても有意義だったのではないかなと思うので、今はありませんが、これにかわるものとして、何かできないのかというふうには考えている状況です。

○千葉委員

そういう経緯があったのかと思ったのですが、財政状況が本当に厳しくなる中で、今後はやはり民間の方の知恵ですとか力をかりながら、今後の小樽市の国際交流を進めるその基本的な考えもまとめていかなければ、今までと同じ流れで、ただ行ったり来たりするだけで終わってしまうと思います。青少年の育成ということを考えていく上では、輪が広がっていかないのかなというふうに思いますので、ぜひ今後そういう民間の組織づくりにも、御尽力していただきたいというふうに思います。御答弁は結構です。

◎江西区との姉妹都市提携について

国際交流でもう一点だけ質問なのですが、江西区との姉妹都市提携のことに対する御答弁は、前向きに進めていきたいということでありました。江西区としては、今月、議会で姉妹都市提携に関する議決をするというお話がありましたので、それを受けて来年度、来樽する可能性もあるということですが、前向きというのは、小樽市は、姉

妹都市提携の方向で考えていくというふうに受け止めてよろしかったのでしょうか。

○（総務）保科主幹

委員がおっしゃるとおり、江西区側では今月、区議会におきまして小樽市と姉妹都市提携をするということを議決するという方向で、どんどん進めているというふうに聞いております。小樽市としても友好都市の提携はもう済ませておりますので、江西区側が姉妹都市提携の議決を経て小樽市に何らかのアクションがあった場合には、それを基に市民や議会の皆さんの合意をいただきながら、姉妹都市提携の方向に順次進めていくというふうに考えております。

○千葉委員

◎バリアフリーについて

次に、バリアフリーについてお伺いしたいと思います。

バリアフリー化の推進の中で、高齢者、障害者の方々等の意見について、どのように反映されてきたかということをお聞きさせていただきました。その御答弁の中では、意見の反映として、誘導ブロックの不備ですとか、また歩道上の障害物の改善等の要望を受け、改良を行っているということだったのですが、この誘導ブロックの不備ですとか、また歩道上の障害物の改善ということは、具体的にどのような事例があったのか、内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

誘導ブロックの不備や歩道上の障害物の改善内容についてですが、まず初めの誘導ブロックの不備については、歩道上の誘導ブロックが一部市道上で切れておりました。区間にしますと16メートル程度でございますが、それは、その区間をすぐに改良をしております。

それから、歩道上の障害物の改善内容についてですが、これは主に2種類ございます。一つは、一時的な障害ですが、具体的に言いますと、駐車車両が歩道上で、歩行者の邪魔をしており、それが支障となるといったものです。もう一つは施設上の障害ですが、それは例えば、街路樹や街路灯とかが歩行者の邪魔になっている、そういった問題がございました。一時的な問題については、気がついた時点で注意喚起を行う、そういった対応で改善を図ってきたいと考えております。それから、施設上の障害ですが、街路樹等は、例えば枝が邪魔しているものは、そういった維持・管理上の対応ができますので、対応をいたしますし、今現在もやっております。ただ、その位置の問題になりますと、それまで連続的に位置しておりまして、そういう移設はなかなか簡単ではございません。こういった問題も道路改良の際に対応してきたいと、そういったことで考えております。

○千葉委員

道路に関するニーズを把握するため、平成18年に中心市街地における歩行者の事故の減少を目的として、小樽市が中心市街地あんしん歩行エリア連絡協議会を設置して、こういう関係団体ですとか、障害者の方々と一緒に視察を実施して、こういう不備を直したということなのですが、この中心市街地あんしん歩行エリア連絡協議会は、今もまだ協議会があるのかということと、もしあれば年間で定期的に開催しているとか、どういう協議がされているのか状況についてお聞かせ願いますでしょうか。

○（建設）建設事業課長

この中心市街地あんしん歩行エリア連絡協議会というのは、平成11年から13年までの事故の件数をベースにしまして、小樽市中心市街地126ヘクタールを区域と定め、その事故の20パーセントを減少させるというのを目的に発足した連絡協議会でございます。この連絡協議会は、19年度までの活動ということで、現在は活動していません。

それで、活動の内容でございますが、今、申し上げましたように126ヘクタールの中での事故の減少ということをいろいろな形で検討したということでございます。その活動経過の内容としましては、ソフト面が主なのですが、例えば事故多発地帯のマップの配布とか、ホームページを立ち上げて、そういったものが中心でございます。

会議の内容ですが、協議会自体は2回開催しております。そのワーキンググループの幹事会として9回開催しておりますが、そのうち1回が障害者の方と一緒に現地を回って、要望を聞いたりしてございます。

○千葉委員

今回はバリアフリー化ということで質問させていただいているのですけれども、事故の減少を目的とした協議会の中で、障害者の方々の御意見を聞いて、改善されたということは非常に有意義だったと思うのですが、やはり事故の減少のためという視点と、バリアフリー化を進めていく視点というのは、若干目的又は直す箇所とかが違ってくるのではないかなというふうに思うのです。それで、ぜひこのバリアフリー化を進める上で、また違う視点で、障害者の方ですとか、また高齢者の方々の御意見を聞くことが非常に重要なのかなというふうに思っております。その辺については、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

障害者の方などの意見、要望なのですが、これにつきましては、私たちの連絡協議会は、ちょっと今活動しておりませんが、福祉部でもそういった団体からの要望が来ているというふうに聞いております。今後、福祉部の関係部局と連携を密にしながら対応を考えてまいりたいと考えております。

○千葉委員

そこで、バリアフリー新法による基本構想を進めるお考えについて質問もさせていただいているのですけれども、御答弁としては、「重点的にバリアフリー化を進めていかなければならない地区の検討を含め、基本構想の策定に向け、庁内関係部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております」といただいております。今、市の中心部といいますか、駅から堺町にかけては、歩道なども障害者の方々が安心して歩けるように面的には整備をされたというふうに思っておりますけれども、このバリアフリー新法が、高齢者の方が使う施設ですとか、障害者の方が使う施設、そういうところに重点を置き、その周りの道路、歩道などの整備も行っていくという視点になっておりますので、今、お話が出ている病院問題とかもこれから建設地の問題もありますので、どうなっていくかわかりませんが、もし今ある場所近辺で建てるとすれば、今パスも目の前にとまるようになりましたけれども、その近辺の歩道の状態はどうかなど、しっかり高齢者の方々、身障者の方、利用者の声をしっかり聞いていただいて、ぜひこの基本構想の制定に向けて進めていただきたいというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○（建設）まちづくり推進室長

一般質問に対しましては、今、委員からもお話がありましたように、重点地区の制定に向けて、前向きに取り組んでまいりたいというふうに答弁をさせていただきました。その中で、一番中心となる小樽駅周辺地区、あるいは築港地区周辺地区におきましても、一定程度整備は図られておりますけれども、今回の新法の制定に伴いまして、新病院の建設とか新たな要素が出てきておりますので、まずどの地区をどういった形で何ができるのかという部分も含めて、改めて庁内の関係部局と連携しながら、検討をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○千葉委員

よろしく願いいたします。

◎中小企業円滑化法について

年末も近づきまして、中小零細企業の方からは、資金繰りの面ですとか、いろいろ経営状態が大変だというお話を伺い、大変御苦労されているということが実感としてあります。そこで、12月4日に施行されました中小企業金融円滑化法について、若干お伺いしたいと思います。情報がかなり少ないのですが、この内容についてわかることがあればお教え願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

金融円滑化法の内容についてでございますけれども、今、委員のお話の中にもございましたけれども、この12月

3日に公布され、4日から施行されております新しい法律でございます。中小企業の事業活動の円滑化を図ることがこの法律の大きな目的でございますけれども、具体的に申し上げますと、債務の弁済に支障が生じている、あるいは生じるおそれがある中小企業者の弁済にかかわる負担の軽減について申込みがあった場合、中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性、その他の状況を勘案しつつ、できる限りその中小企業者の貸付けの条件変更を行う。例えば、返済期限の延長などというものが含まれると思うのですけれども、こういった条件の変更、あるいはその救済の借換え、こういったような形で、負担の軽減に資する措置を金融機関がとるように努めるものとするというようなことが、この金融円滑化法の一番大きな目的になっているというふうに考えております。

○千葉委員

話題性がありましたので、以前からニュース等でも報道されておりますが、市内の金融機関ですとか、市のほうに各企業の事業主から、この法律に関しての問い合わせなどがあるのかどうかという点と、この不況というのは、昨年来よりずっと続いておりました、昨年10月には緊急保証制度も施行されました。そのときには、市役所にこれを受けたいという企業の方々がたくさん来ていたと記憶しておりますし、年末か年度末には、数字は忘れましたが、五百数十件の申請があったということのお話も伺っておりますので、その問い合わせが今あるのかどうかと、今現在では、どういうふうに申請の申込みが推移しているのかも含めてお聞かせ願えますでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

この金融円滑化法に関する、私どもに対する問い合わせということでございますけれども、現在、中小企業者あるいはほかの金融機関等から、市に対する問い合わせといったものはいただいておりません。ただ、10月末から11月末にかけて、大体1か月をかけた、市内の金融機関の理事長あるいは支店長と市長が、市内経済の状況などについて意見交換する場を設けさせていただきましたけれども、その中では、やはり今のその経済状況、特に中小企業を取り巻く景況の悪化に伴いまして、この中小企業円滑化法が施行させる前でありまして、融資の条件変更の申出が少しずつ増えてきているというようなお話をいただいたところでございます。

また、緊急保証につきましては、昨年10月31日に施行され、先月末まで881件の保証の認定を行っております。制度ができて、やはり昨年の年末から年始にかけて、かなりの申請があったわけですが、昨今ですと大体おおむね平均しておりました、月50件程度の申請を受け付けているというような状況になっているところでございます。

○千葉委員

先ほど円滑化法の内容について若干聞かせていただいたのですけれども、条件変更を行うと、新規の融資が非常に難しくなるのではないかと懸念材料として報道もされております。貸し渋りですとか、そういうお話も出ておりましたが、金融機関で、そういう話が出ているのかどうか、もし情報があれば教えていただきたいと思っております。

○（産業港湾）産業振興課長

国では、この金融円滑化法の施行に合わせまして、金融の監督に関する指針、あるいはその金融検査マニュアルというものを策定いたしまして、金融機関が中小企業者に対し真しに向き合い取り組んでいるかというようなことを検査するための指針なりマニュアルを策定いたしております。円滑化法に基づき債務の条件変更を申し出た場合、新しい融資を受けづらくなるのではないかと御質問だったかと思っておりますけれども、実は、この金融の監督に関する指針あるいはその金融検査マニュアルの中では、貸付けの条件の変更等を行った債務者に対して、そのことのみをもって新規融資や貸付条件の変更の申込みを、拒絶してはいけないこととしてございます。十分調査をした上で、対応をするというようなことが、指針やマニュアルの中で示されておりますから、基本的には、金融機関といたしましては、そのことだけをもって画一的な対応はできないと思っております。

○千葉委員

金融機関としましても、やはり一企業が一金融機関と取引しているだけではないので、借りる側が複数の金融機関ともし融資の契約をしているとすると、こちらでは条件変更する、こちらでも条件変更する、ここは条件変更しながら新規融資をお願いするということになると、金融機関同士の横の連携も密にしないと、非常に心配なところがあります。この辺、横の連携といえますか、市内の金融機関同士の連絡についてはどのようになっていくのかという情報があれば教えていただきたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

ただいまの御質問につきましても、この前の質問と同じような形で、やはり金融監督に関する指針あるいはその金融検査マニュアルの中に考え方が示されております。まず基本的には、他の金融機関から借入れを行っている債務者から貸付けの条件の変更の申込みがあった場合については、それぞれの金融機関で、まず一つは、緊密な連携を図ることということがうたわれております。具体的には、債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合であって、ほかの金融機関が当該債務者に対して、貸付条件の変更等に応じたことが確認できたときは、当該債務者の事業を用いての改善又は再生の可能性、他の金融機関が貸付けの条件の変更に応じたことなどを勘案しつつ、できる限り貸付条件の変更を行うよう努めるということになっておりますので、基本的には、他の複数の金融機関と取引がある場合について、金融機関といたしましては、企業情報を守りつつ連携を図っていくということが、この指針なりマニュアルの中にうたわれているところでございます。

○千葉委員

この円滑化法では、条件変更ということが一つの柱になってくると思うのですが、融資の中にも制度融資といって、市がかかわっている融資もあります。この制度融資に対しての条件変更が行われるとすれば、金融機関に対しての預託金の問題ですとか、財政的に何らかの影響が出てくるのであれば、それについてもお教え願いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

基本的に市の制度融資につきましても、この金融円滑化法の対象になってまいりますので、例えばマルタル資金などをお借りになっている方々が、返済期間の延長等を申し出た場合につきましては、この金融円滑化法の適用を受けることとなります。この制度融資につきましては、市が金融機関に対しまして、融資の原資を預託することにより、低金利の融資制度が実現できているわけでございますけれども、この預託金と申しますのは、融資残高に応じて、私どもは金融機関に対し、1年間預託を行っております。この金融円滑化法に伴いまして、条件変更の申出が多くなるにつれまして、融資残高の減少が非常に緩やかになってまいりますから、その分、金融機関に対する預託額というのは、増えるだろうというふうに考えているところでございます。市に対する影響ということでございますけれども、通常に戻された場合に比べますと、預託額が増えていきますので、一般財源に対する影響というのが少し出てくるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○千葉委員

中小企業の救済のために、法案ですとか制度が、今つくり上げられてきているのですけれども、昨年末のことを思い起こしますと、その申請するための市の窓口を御用納めが終わった後も開放していたなというふうに記憶をしております。今年も今、市内の景況というのは、上向きでは全然ないわけで、市として、今年の年末も相談ですとか申請の窓口というのは、28日を過ぎても昨年と同様に開くお考えなのかどうか、最後にお聞きをしたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

年末の窓口についてでありますけれども、昨年は、特にその緊急保証の申請が多かったということもございました。私どもも相談窓口を開設し、緊急保証の申請書を取りに来た方、あるいは申請書を持ってきた方、また融資相談

ということで、そのときに数件のお問い合わせがあったというふうに記憶しております。

実は、本日の午前中に金融機関の担当者の方々にお集まりをいただきまして、先ほどからの金融円滑化法の対応について行政と金融機関で確認し、また、年末の窓口開設について意見交換をさせていただいたところなのです。しかし、例えば28日に仕事納めとなり、29日に私どもが緊急保証の認定書の交付を行いましても、現実的には年内に融資実行に至るといのは、非常に難しいような状況になってございます。ただ一方では、年内のうちに認定申請書の交付を受け、保証協会に持ち込み、年明け早々に融資を受けたいというケースも考えられなくはないわけでございますので、本日午前中の会議を受けまして、私どもできるだけ早いうちに年末の窓口開設の対応について、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○千葉委員

年末の手形は、年明けに決済になるものがありますので、ぜひその辺を考慮していただいて御検討願いたいと思います。

◎AEDについて

最後に、AEDについて若干質問をさせていただきたいと思います。

AEDについては、私も議員になった年に何度か質問させていただき、設置状況についてお伺いしております。最近、各企業や団体からAEDの寄贈が多くなってきており、その設置状況が気になるのですが、平成19年5月の状況ですと、市の施設にある数が15台で、学校施設には、このときは4台ということでした。今現在は、どのようになっているのか、お教え願います。

○（消防）警防課長

今現在のAED設置状況でございますけれども、市の施設が28施設で34台、学校が16校で16台、合わせて44施設で50台でございます。

○千葉委員

そのぐらいは増えているというふうに思っております。当初はAEDと言っても高齢者の方にそれって何とよく聞かれたのですけれども、今、消防本部でも進めております普通救命講習会ですとか、テレビ等でもさまざまな形で情報がありますので、非常に周知が進んでいるかというふうに思っているのですが、昨年度この普通救命講習会を受けた人数についてお教え願いたいと思います。

○（消防）警防課長

AEDの講習は、心臓マッサージなどの心肺蘇生法を中心とした普通救命講習会の中で実施しております。この普通救命講習会でございますけれども、平成20年度は、19回実施いたしまして、355人が受講しております。この講習会は、市の職員研修でも行っておりますし、また市有施設で、実際にAEDが設置されている部局の職員なども受講しております。

○千葉委員

これをなぜ今日質問したかと申しますと、最近AEDが作動しないというニュースが数件流れており、非常に心配をしております、そのふぐあいのあった会社のAEDが実際に小樽市に何台あるのかということと、今現在の対応はどのようになっているのか、お示しいただけますでしょうか。

○（消防）警防課長

報道にありましたのは、日本光電工業のAEDで、市有施設にある50台のうちの23台が、この日本光電のガイドラインに該当する機種でございます。対応といたしましては、メーカーのほうと代理店で該当機種を点検いたしまして、特に異常がなかったものにつきましては、作動点検ができるチェック用具を配布いたしまして、設置管理者が日常点検とあわせて確認できるような方法をとりたいということでございます。また、異常があったものにつきましては、代替品で対応し、異常の有無にかかわらず、来年5月にはすべてのソフトウェアを交換するということ

を聞いております。

○千葉委員

非常に数が多くてちょっとびっくりしたのですけれども、せっかく寄贈されたものでもありますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。あと今後もこれ以上に寄贈を受けたりとかした場合に心配なのは、この AED は一生物ではなく、ある程度会社によって若干違うのかもしれませんが、パットですとかバッテリーには 4 年、5 年という期限があるというふうに認識をしています。台数が増えてくると、一体市のどこの部局が管理をして、その点検などを行っていくのかということが非常に心配なところなのですけれども、この市や学校が保有する AED というのは、どこで更新の状況や、作動の確認などというのは、だれが責任を持っていくのかということをお聞かせ願いますでしょうか。

○（消防）警防課長

管理につきましては、それぞれ設置しております施設のほうで行っております。一番問題なのが、ただいま委員がおっしゃったとおり電極パットやバッテリーの期限ということでございますけれども、これにつきましては総務省のほうからも通知が出ておりまして、それぞれの AED に表示をしたラベルをつけるような方法がとられております。これにつきましては本年の 12 月 19 日に、実際に設置している関係部局の方を対象といたしました説明会を消防本部のほうで実施して、定期的な点検を十分行っていただきたいと周知したところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎観光と港湾計画について

今回、一般質問で久しぶりに観光に関して質問をさせていただきました。これはなぜかと言いますと、11 月 30 日に平成 21 年度上期の観光入り込み客数がお示しされまして、20 年度で海水浴客を除けば 700 万人を切っているわけですが、21 年度はそれを入れても 700 万人を切るとずっと言われており、基本的には、何度も私、議会で申し上げておりますけれども、観光という産業の、小樽の全産業に占める位置というのですか、もう市民経済の中でも重要であり、市内産出額に占める観光の割合は約 35 パーセントという数字も出ているわけですから、これが落ちると大変なことになると。そこに対して、戦略を持ってやっていく必要があるのではないかとということ、これまでいろいろ議論され、市でも観光基本計画とか、そのほか建設部のほうでも、まちなか活性化計画や中心市街地活性化の部分でも観光に対して、一定の重要度について認識をしていただいてオーソライズをされてきた部分を続けていただいた面もあります。

それから、港湾の分野でも話をしましたように、将来ビジョン懇談会も開かれて港湾の将来ビジョンというのをお出しになっています。港湾計画も一定程度続けられておりますけれども、今後、どのように戦略を具体的に展開していくのか。私はソフトの分野では大変頑張ってきているのではないかとことをずっと申し上げています。これは、民間のボランティアの方々とか、観光協会の話も今回させていただきましたけれども、幾つものイベントを企画して、行政の各部署にも協力をさせていただいたりしておりますけれども、相当な熱意を持ってやっていらっしゃるわけです。特に冬については、雪あかりの路に私もかかわっておりますけれども、冬の観光客の増加というのは、どこもうまくいってないのですけれども、道内では小樽は成功している唯一の観光地だそうでございます。そういう意味でロングクリスマスなどの企画もありますし、本当に頑張っているわけですが、問題は基本的に行政が、大まかに言うと山田市長がこの間やられていた市政というのは、大変、気の毒に思います。財政が大変悪くなって、私は新谷市長のときに相当な借金をつくられて、それで本当に財政効果があったのかわかりませんが、私は評価いたしませんけれども、そのツケを払うのにきゅうきゅうとされた。

もう一つは、新病院の問題です。国が基本的には、いろいろな基準で締めつけをして起債を起こせなくなるというような事情もあると思いますが、このことにかかわらざるを得なかったと。全般にそういうふうな運営を強いられたということも言えるのではないかと思うのです。

やはり、戦略を本当に行っていく部署は一体どこなのかと。確かに行政の職員をどんどん削減しなければ財政も持ちませんので、減らしてきて、機構改革もやりましたが、大きな意味でのプロジェクトチームですとか戦略チームができるような、そういう人員がどんどん落ちていったわけですから難しい点もあるでしょうけれども、ただやはり、ここ 5 年、10 年をどうするのかということを実際に真剣に考えていかなければならないと思います。結局、行政にはお金がありませんから、行政が直接することは難しいかも知れませんが、基本的に民間が投資をしていただける、その呼び水になるような政策を行政が立てていく必要があるのではないかと思うのです。そういうことの準備が、ようやく若干整備がされてきたのではないかということで、今回の一般質問では観光基本計画の中での重点地域の五つと重要施策の四つでしたか、それを決めたわけですから、今後どうされるのかを一つ一つ質問したのです。

そこで、今後、取組が必要なのは港湾なのです。天狗山のことは基本的にはお聞きしましたところ、22年度までに具体的なプランを中央バスと観光協会と小樽市で、市が中心になり立てられるということですから期待をしております。旧国鉄手宮線の中心部については、文学館・美術館の整備とともに一体の事業をするということも御答弁がありましたので、これでひとつ弾みがつくというか、スタート台に立てたのではないかと思うのです。

問題は、港湾です。小樽港については、平成 9 年に港湾計画を策定され、第 3 号ふ頭の基部に都市機能を入れるとしてからもう 10 年が過ぎているのです。その後、どんな議論があつて、どうしようとしているのか、何も聞かなくてこないわけです。今、港湾合同庁舎が建替えになり、旧庁舎が壊されるわけですから、その跡地の問題もあります。学校の適正配置の問題もそうですが、廃校になった後どうするのかというのは、その後に決めるのだ、考えるのだというふうにしていますけれども、初めから廃校になることがわかっていて、戦略的にも重要なわけですから、跡利用についてはどこで論議しているのか知りませんが、先手を打つ必要があると思います。いずれにしても今後の小樽港をどうするのか、19年に策定された将来ビジョンの中でも第 3 号ふ頭基部については、交流空間としての活用を 5 年後と示しているのです。5 年後というのは、19年度も含んでいますから 4 年後です。ですからもう来年になれば 3 年後ですよ。

結局何を言っているのかというと、私は、第 3 号ふ頭の基部などについては、民間投資が一番入りやすいところだと思うのです。いわゆる、一番土地利用の価値が高いところなわけですから、要するに自分のふんどしで相撲をとらなくてもいいわけです、人のふんどしで相撲をとれるということです。それにはある程度、小樽市として何らかの手立てが必要だと思いますけれども、そこのところについて、どのようにお考えになっていて、具体化についてどんなふうに進められるのか、そこがはっきりしていないわけです。まずそこをお聞きしたいです。

○（産業港湾）事業課長

今、御質問のありました第 3 号ふ頭の交流空間に向けた取組についてでございますが、平成 9 年度に策定した港湾計画におきましても、この区域につきましては、交流空間若しくは生活・レクリエーションゾーンとして指定してございます。その後、平成 19 年 11 月に策定しております将来ビジョンにおきましても、各団体の方々と意見を交わした中で、国際交流空間として活用していきたいとしております。ただ、そういった活用方法を期待してはおりますけれども、今現在、第 3 号ふ頭では、穀物ですとか水産品等の荷役を行っておりまして、それぞれの上屋が使われているという状況にございまして、なかなか計画の実現に至っていないという現状がございまして、そういった状況にはあるのですけれども、今、御指摘のとおり近年、第 3 号ふ頭におきましては、クルーズ船の寄港が増えておりまして、これらの対応について、第 3 号ふ頭の環境整備というのが重要な課題であるというふうに私どもとしても認識してございます。また、基部周辺におきましては、今、合同庁舎の建替えが進められておりますので、こ

それを契機にある程度、基部の整備というのも必要になっているものと認識してございます。

そのような中、私どもとしては、やはり現在、第 3 号ふ頭周辺で行われております港湾活動、これをなかなかすぐ移すということができないというのがございますので、これらの物流とある程度協調を図りながら、第 3 号ふ頭やその基部周辺に交流空間、若しくは生活空間としての機能の導入を少しずつ図っていき、要は両方の機能を兼ね備えた土地として利用していきたいと、今、考えてございます。そうした施策に向けて、今後、基本計画の策定に入っていく、その中で具体的な計画を詰めていきたいと考えてございます。

○山口委員

今までのお話からちょっと進んだのは、基本計画を策定してみたいということだけですね。その前の話は、もうずっと何度も聞いているわけです。どうも遅いのです。

もう一つは、今、お答えになったのは、私は基部のことしか質問していないのに第 3 号ふ頭の話もされてきましたが、要するに第 3 号ふ頭と基部というのは、一体なのです。投資を考えた場合には、第 3 号ふ頭を今後どうするか、はっきり方針を言わない限りは、絶対、基部に投資なんか入りません。第 3 号ふ頭については、将来ビジョンで、20 年後までの計画としているのですが、基部については、もう平成 9 年にいわゆる交流ゾーンと決めているわけです。どうしてそういうちぐはぐなことになっているのかというのが私はすごく疑問です。

もう一つは、結局、港湾の利用調整が必要だということは、ずっとおっしゃっていますが、第 3 号ふ頭の港湾機能を都市機能に変えていくわけですから港湾機能を移さないといけないことになります。私は第 2 号ふ頭にも都市機能を入れるべきだとずっと言っているわけですが、将来ビジョンの中では第 2 号ふ頭に港湾機能を移すとしています。港町ふ頭は基本的には全部分譲しようと思ったけれども、なかなか売れないので、貸しているという状況になっています。そこで、実際、第 3 号ふ頭の港湾機能には何があって、そのうち水際線に移せるのは何で、水際線が要らないものは何だということを教えてください。

○（産業港湾）事業課長

第 3 号ふ頭にある機能がどういうものか、また、そのうち水際線といいますか、岸壁を利用する施設にどういうものがあるかという御質問だと思いますが、まず第 3 号ふ頭におきましては、先ほども説明いたしましたが、穀物ですとか貨物の荷役が行われてございます。現在、第 3 号ふ頭だけで 4 棟の上屋が建っており、基部の 1 棟も入れますと 5 棟の上屋がありますが、やはりこれを移転するに当たり、特に穀物類につきましては、直接船を横付けして、荷役を行わなければならないという状況にございますので、当然、上屋を岸壁のそばに新たに建てていくことが必要になります。

また、今の第 3 号ふ頭の使われ方の中で、穀物は特にそうなのですが、相互に荷物をやりとりしているという部分でございますので、ある程度、岸壁の背後にまとまった用地が必要ということも考えてございます。そういうことを考えますと、やはりまとまったふ頭用地を確保するという部分では、当初から計画しておりました中央地区の再開発計画ですとか、ある程度大きなふ頭用地を確保できる事業が必要というふうに考えてございます。

○山口委員

わかりました。この件については、また質問しますけれども、要するに何が言いたいかという、前回、北野議員が予算特別委員会で小樽港について若干聞かれているのですけれども、小樽港全体で、岸壁使用料と上屋やガントリークレーンなど機械の使用料、あと、ひき船などの収入がどれだけあるかという平成 20 年度で 3 億 6,300 万円です。港湾が市内経済にどの程度寄与しているかというのは、具体的に調査も行っていないですし、わかりません。港湾というのは、補助事業や直轄事業でやられている部分もありますけれども、基本的には起債を起こして、市がその起債を償還しているわけです、港町岸壁もそうですけれども。やはり多額の税金が投入されているわけです。問題は、そこなのです。小樽は港町と言っているのですけれども、市内経済にどれだけ寄与しているのか、観光は 35 パーセントという数字ははっきり出ているわけです。これは 12 年の市内産出額でやっても 16 年でやっても同じぐ

らないわけです。統計のとり方にはいろいろありますが、基本的に、私は35パーセントあるという数字が、間違っていないわけです。港湾については一体どの程度市内経済に寄与しているというふうに思っていらっしゃいますか。そういう実態がもしわかって、そういう統計があるなら教えていただきたいと思います。

○（産業港湾）事業課長

今、御質問のありました港湾の市内への経済効果という部分なのですが、かねがね私どももこういった港の経済効果が、どの程度あるのかということは、関心を持っているところでございます。ただ、どうしても港の場合はすそ野がかなり広くて、それを具体的な、定量的な数字で試算するというところまでは至っていない状況でございます。

○山口委員

いずれにしても、基本的に港湾は非常に重要だということを私は、前回も申し上げたと思うのです。今後、対岸交流というのは、圧倒的に大きな力を持つてくると思うし、そこに力点を置いてやる必要がありますから、港湾もその動きを受けて、人的交流もあるわけですから、石狩湾新港と小樽港のどの部分でそれを受けるのかと。まして小樽は観光都市になって、もう20年もたっているわけです。そういう中で、やはり小樽港の中で利害調整はいっぱいあります。けれども、その議論をきちんとやり、さっき投資の話もしましたが、私は手宮岸壁も、厩岸壁方面も含めて、土地利用のあり方を将来的にどうするかという方向性の議論をきちんとされる必要があると思うのです。だれが考えても北地区のほうの一部が、土地利用としては、これはいわゆる商業利用のことを言っておりますけれども、価値が高いわけです。マリーナも築港のほうにつくってしまったけれども、本来から言えば北地区につくるべきだと私は思っていましたけれども、今さら言っても仕方ありません。いずれにしても、とりあえず第2号ふ頭と第3号ふ頭とその基部です。これについては、もう先ほど申し上げましたように将来ビジョンでは、平成19年に5年後と決めたのですから、もう庁内でもきちんと議論をして、市長部局で整理されるべきだと思います。それで、きっちり方向性を出していただきたいと思うのですけれども、今日は、前港湾部長である総務部長も、産業港湾部になる前の港湾部長である産業港湾部長も、また、港湾のある意味ではプロでもいらっしゃる鈴木参事もいらっしゃるの、今後、今の話を受けて、具体的にどんなふうにお進みになるのか。そんな簡単な話ではないとおっしゃるかもわかりませんが、もうそろそろ整理をし、方向性を出されるべきだと思いますけれども、御感想があればおっしゃっていただきたいと思います。

○産業港湾部長

所管ですから私が申し上げます。

かねがねずっと議論をされておりますけれども、やはり港湾貨物の動向というものが非常に厳しく、平成9年に改訂いたしました港湾計画も、十分にそれが進ちょくされていないという状況にございました。いずれにしても、その第3号ふ頭と第2号ふ頭と、それから全体の再編ということは、中央地区の第2期計画の中で考えていかなければならないということでずっと来ていたわけですが、現状の貨物量の推移を見ますと、今、小樽港の中で大規模な再開発をやるという状況には、ここ当面ないわけなのです。

かといってこのままではいけないわけですから、先ほど課長が申し上げましたが、総合計画の前期実施計画の中に文言で入れておりますけれども、第3号ふ頭周辺の利用高度化ということで、既存の施設関係をどのように再利用なり再構築していくかというようなことを含めて、計画をつくっていききたいというふうに思っています。それで、現状、このクルーズ客船は増えており、市民も含め観光客の皆さんも港湾区域に交流のためにたくさんいらっしゃるということがありますから、そういったものに向け、やはり整備というか、環境を整えていくということは、大切なことだと思っています。今、港湾合同庁舎の建替えであいた土地というのも、小樽市としては、国との交換ということで話を進めさせていただきたいと思っておりますが、当面は、以前の議会で市長も答弁しておりますけれども、イベント広場ということで考えており、基部の再整備にとっては非常に重要な地点でございますか

ら、これらも含めて前期実施計画の中で計画をつくり、それで後期の実施計画期間の中で、できるものから整えていくというように、今、考えてございます。

今、何度も御指摘ありましたが、平成19年に将来ビジョンをつくっておりますし、このまま時間を流していくわけにまいりませんので、何らかの形で我々は考えていきたいというふうに思っております。

○山口委員

いろいろと話をさせていただきましたけれども、私の認識としては、第3号ふ頭の基部については、今のようなお話だと、結局ふだんは駐車場になるのか、今回は運河公園で行いましたけれどもしよこ祭のようなイベントを合同庁舎の跡のところで行うか、あと潮まつりのときに使用されるぐらいになるのかなというふうに、どうしてもそういうものしか想像できないわけです。例えば、そこに仮設の上屋みたいなものを建てて、定期的に毎週土曜日と日曜日には朝市が開かれるとか、そんなふうになってくることは、まずないですね。

それで、私が申し上げているのは、第3号ふ頭は20年後までの計画として都市機能を入れますよということになっている反面、第3号ふ頭の基部については、ここ3年ぐらいで具体的に考えましょうというギャップがあることに問題がありますよということなのです。だから、第3号ふ頭についてどうするかということは今、議論をしながら、基本的には基部をどうするかという具体性が出てくるわけだと私は思っていますので、第3号ふ頭について、もうそろそろこの機能はここへ移すと、そのためにはどういう手順が要するのか。例えば国のどういう事業を活用するのか、交付金はないのか、そういうことも含めて、具体的に関係者も含めて協議されたり検討したりすることが、必要だと思います。一応これの制度設計は市がやらないといけませんけれども、そういう具体的な議論を、もうしておくべきではないのと。まして、観光はもう待たないです。2割減では済まないぐらいに売上げが落ち込んで、撤退とか閉店が、相次いでいるというようなことも含めて検討が必要です。観光というのは、もう本当に下り始めたらとことん落ちるのです。そここのところも含めて、これが落ちれば、小樽の経済というのは、底知れない影響を受けるわけですから。そういう意味で、今、次の新しい観光の切り口として提示できる場所はどこなのかと考えた場合、私は、港の基部や港というのが、一番経済投資というか、そういうものについて魅力があるところだと考えています。もう一つは、夜景や眺望の天狗山です。だから、誰が考えてもそういうふうにするべきところがなかなか進まないというのは、一体どうなっているのかということをお願いしているわけで、これはもう答えは要りませんが、何度も申し上げますけれども、ぜひとも具体的なそういう検討を、まず庁内でやっていただきたい。将来ビジョンでは、20年後になっていますけれども、早めてやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

○産業港湾部長

確かに私どもの部というのは、経済部と港湾部を統合して効果を上げようということでスタートをしているわけなので、そういった趣旨も含めまして、来年度以降取りかかっていたいと思っています。ただ、現状では、あまりそういったことを言われると、山口委員は港を歩けなくなってしまうのではないかと心配するぐらいなのですが、商業活動というか、港湾活動をまだやっているわけですから、そここのところとやかに調整していくかというところが難しいということで、今まで来ております。ですからそういった中で、我々もただそれだからできないというわけではございませんので、とにかく今、具体的な計画づくりに新年度以降入っていききたいというふうに思っています。

○総務部参事

これからのことは産業港湾部長が答弁したとおりなのですが、委員が以前から第3号ふ頭に大変高い関心を示されておりまして、こういった議論を何度もやってきた気がしますが、あの部分の計画を最初に立てた張本人というか、そういう立場でもありますので、どういうことだったのかという経緯を申し上げますと、先ほど来、産業港湾部のほうで答弁しているように、あくまでも中央地区再開発、それをやって小樽港が近代化したときに、初

めて第 3 号ふ頭を違う機能に転用できると、実はそういう計画なのです。港湾計画というのは、1 か所 1 か所を個別にやることは、なかなか難しいのです。一つ一つローリングしながら、あるところを整備したら次のことができる、その次に次のことができる。ただし、それをやる場合には、当然それをやるだけの港湾貨物の需用なり、資金的な余裕なり、そういうものがなければ、やっぱりできないわけです。ですから単独で第 3 号ふ頭を見たら、どなたが見ても小樽駅から真っすぐの場所ですから、何か立派な物を整備するのがいいのではないかという感じはするのですけれども、なかなかそのとおりににはならない。つまりもう全部関連しているものですから、そういう意味で難しさがあって、今までなかなか絵にかいたような形ではならなかったということがあるわけです。ですけれども、今回も先般市長の発想で、わざわざあのフェリーを、日曜日に第 3 号ふ頭に、駅前から真っすぐ見える場所につけるとか、そういうお金がないなりにとも恵を働かせて、少しでもイメージをよくしようという努力はしてきているわけですし、今、産業港湾部も、できる範囲で少しずつあそこの環境を整えていくという努力をしていますので、ああいう絵を最初にかいてしまった立場として、大変申し訳なく思っておりますけれども、そういう事情でございますので、なにとぞ御理解いただきたいというふうに思っております。

○山口委員

とにかく期待をいたしており、鈴木参事からも答弁していただきましたので、この辺でこの件については、終わりたいと思います。

◎銀聯カードについて

ちょっと関連して。一昨日あたりに銀聯（ギンレン）カードのことをテレビでやっていたので質問します。中国人の観光客は、実際今どんどん増えていますし、今後、相当期待できると思いますが、皆さん、買物をするのに銀聯カードを使っていらっしゃるようですので、小樽での取扱い、各個店でカード利用ができるようにされているのか、その辺市のほうでどんな取組をされているのか、急な質問でお答えできるかどうかわかりませんが、どなたか答えていただければと思うのですけれども。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

突然のお尋ねですので、資料を今日は持ってきておりませんが、銀聯カードにつきましては、堺町の商業施設などで利用できる場所もあり、あと観光協会のほうなど、いろいろ利用できるような形になっているなど、銀聯カードというブランドが、中国人観光客が小樽観光に来られたときには、非常に有効であるという認識の中で、民間レベルで徐々に浸透しつつあるという話は聞いております。

また、そのほかに、今、台湾のほうのデビットカードというものを北海道銀行などが決済できるような形のカード導入を進めておりますので、そういうようなことを市としても情報提供をする中で、観光客の利便を図るような形の働きかけというのは、していきたいというふうに考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 09 分

再開 午後 3 時 30 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

○大橋委員

◎成年後見制度について

それでは、一般質問をいたしました成年後見制度について少し詳しく聞かせていただきたいと思います。一般質問の中で、北海道社会福祉協議会の事業として支庁単位に設置されています地域福祉センター、ここでいわゆる地域福祉権利擁護事業をやっており、小樽は小樽市社会福祉協議会が窓口になっているということですが、そこで結局実際動いているのは、道社協に登録された生活支援員が援助サービスをしているという答弁をいただいているのです。小樽市社協が窓口だけれども、道社協登録の生活支援員というのは、これは身分的にはどういう方になるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

生活支援員の身分ということですが、これは北海道社会福祉協議会に登録しておりまして、具体的に支援される方との間で事業が始まる場合に、道社協とその登録している生活支援員が契約を交わし、生活支援員としての業務を行っていくという形になっております。

○大橋委員

両方で首かしげているのでは世話がないのですけれども。要するに、一つに身分というのは、どこから給料もらって生計を立てているのかということと、どこに机を置いて座っていて、どこでどれだけ仕事をしているのかと、それが身分かなと思うのですが。

○（福祉）地域福祉課長

ふだん、その地域福祉センターに机があるとかという形ではなく、小樽市内にいる市民の方が登録されているということで、先ほど答弁したように契約を交わしたときに、具体的な支援業務を行っていく。その際、権利擁護のサービスを受ける方々の御自宅なり、内容によって出て歩くということになりまして、その業務契約を交わしている期間について道社協のほうから給料といいますか、お金が出ているという形になります。

○大橋委員

弁護士だとか福祉士などもふだんの仕事持っていて、そこで給料をもらっているわけですね。それで、結局そのほかにいわゆる成年後見制度でお金をもらうのだけれども、まだよくつかめないのですが、その生活支援員というのは、一体何者なのですか。

○（福祉）地域福祉課長

詳細はわかりかねます。

（「実態を把握しておりませんと言ったほうがいいのではないのかな」と呼ぶ者あり）

道社協の職員という形ではなく、道社協の生活支援員名簿というのがあり、それに登録されている方という規定になっておりまして、だれでもなるというわけではないのですが、先ほど答弁した道社協と、具体的にどういう形で登録されていくかというところまでは、ちょっと聞いていないのですけれども。そもそも権利擁護自体が徐々に認知が進みつつあって、まだ契約などの判断能力はあるが低下していった方を対象にしており、そういう中で、そういった方に援助をするというものですから、そういった程度のことのできる方々かというふうには私は思っております。

○福祉部長

課長から答弁しましたように、まず道社協に登録されているということですが、その登録されるというのは道社協あるいは小樽市社協の職員ということではなくて、おおむね2年をめぐりという登録単位がございまして、生活支援員として登録されると。そして、対象者にいろいろなお手伝いといいますか、業務をした都度に1,000円程度の報酬をいただくと。仕事の内容はいろいろありますけれども、2年単位で契約している生活支援員の方ということで押さえております。

○大橋委員

生活支援員の話聞いたのは、まさに市民後見人が仕事を始めたときに、生活支援員と同じことをやるのだろうなという思いがあるので聞いたのですけれども、これは要するに困った市民がいた場合、いわゆる権利擁護事業によれば、申出をして、契約をすれば、預金通帳を預かってもらったり、それからほかの施設に行くときに手伝ってもらうなど、いろいろな手伝いを具体的にしてもらえという形になっているのですが、そのときの報酬が1,000円ということがわかりました。けれども、これはそうすると、常時その人がいるわけではないですから、いきなり市民が権利擁護事業の恩恵を受けたいということで申入れをした場合、だれが対応して、だれが結局そのいわゆる生活支援員のほうと結びつけるのですか。

○（福祉）地域福祉課長

小樽市社協が窓口だということで市長が答弁をしておりますけれども、当然、最初の段階では御本人なり、民生委員などが行うこともあるかとは思いますが、初期相談窓口として小樽市社協がある。そういった中で、次に小樽市社協が先ほど言った支庁単位、小樽市でいうと倶知安ですけれども、地域福祉生活支援センターにおります自立生活支援専門員の方に話をつなぐこととなります。その専門員の方が、また御本人と具体的な調査と伺いますか、面談をし、その後、その方がそういう援助が必要だとすれば、具体的な支援計画を策定し、契約の締結に至ると、そういった流れになっております。

○大橋委員

今、支援員が3名で、利用者は8名という答弁をいただいているのですけれども、これは利用が多いのか少ないのかどう判断すべきかと考えていたのですが、今の仕組みを聞くと、なかなか必要なときにすぐ利用するには不備かなというのと、それから市民に周知されていないのではないかと、積極的に周知していないのではないかとこの思いがあるので、その辺どうですか。

○（福祉）地域福祉課長

大橋委員がおっしゃるそのとおりだと私も思っております。なにせ、後志支庁の単位の中で専門員が1名しかいなく、例えば今日面談しても明日すぐ専門員が来てくれるという保証はないわけで、そういった意味でも、そういう権利擁護事業自体のサービス内容というのは充足されているとは認識しておりません。そういった状況もあって、積極的なPRというのはないのかなとは思いつつも、以前、後志支庁であった研修会や講演では、その専門員もみずからたくさん使ってくださいということでPRはしておりました。そのくらいの利用状況しかなく、利用も低下しているという状況がまたあいまいな中で、また後追いになりますけれども、成年後見事業もできてきたと。そういった部分で、制度がちょっとふくそうする部分もあるのかなと、そういったふうには感じております。

○大橋委員

それで、成年後見センターを設置するという方向で具体的に今、動いているという答弁をいただいております、その予算関係についてお聞きしたいのですが、つまりセンター長や常勤の社会福祉士の人件費、それから事務経費を予定していますということなのですが、この予算の出所は結局どこになるのか、それから想定される必要金額は幾らになるのか、大体でいいのですけれども、どう考えていますか。

○（医療保険）介護保険課長

成年後見センターにかかわる予算額と予算の出所という御質問ですが、まず成年後見センターの予算額につきましては、700万円計上することを今検討しているところでございます。内訳としましては、今、委員が言われたとおり、センター長と常勤の社会福祉士の人件費がほぼ450万円程度、残りは事務経費という形を考えております。

また、予算の出所ということでございますが、700万円の財源内訳としましては、介護保険事業特別会計が9割、一般会計が1割というふうになっておまして、この9対1の割合は認知症の対象者が約4,700人、知的障害者の対象者が450人というふうに踏んでおりますので、その割合を支出の経費に割り当てております。それで700万円とい

う経費が増減しても、この 9 対 1 という割合は変えずに計上していこうというふうに考えております。

また、予算の出所ということですが、介護保険事業特別会計の経費については、公費と被保険者の保険料の割合が半々というシステムになっておりますので、そういう意味では 700 万円の 9 割の 630 万円、この特別会計部分にかかわる一般会計の負担というのは 2 割になりますので、総体 700 万円の予算のうち、介護保険事業特別会計で約 500 万円、一般会計で約 200 万円というような編成になろうかというふうに考えております。

○（福祉）地域福祉課長

もう一つ、財源としては、障害者自立支援法には地域生活支援事業というのがありまして、その中で成年後見制度利用支援事業というのがございます。その成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等に報酬の助成をするという事業があり、この事業を使えば、4 分の 3 以内ということにはなりますが、国や道の補助があるということがあります。

○大橋委員

予算の仕組みについてはよくわかりました。

それで、このセンターには常勤の職員を置くわけですが、いわゆる権利擁護事業のほうは市民の目に触れることが非常に少なかったと。そういう部分から考えますと、やはり市民が行きやすく、市民の目に触れやすい場所、そういうような形での場所の選定というのも大事だと思いますけれども、それはどのように考えているのですか。

○（医療保険）介護保険課長

センターの場所についてですが、小樽市社協に委託している中部地域包括支援センターが今手狭な状態でありますので、中部地域包括支援センターの移転を絡めて、ここと同じ建物、いわゆる市の中心部を予定しております。

○大橋委員

あと杜のつどいで市民後見人養成講座をやっているわけですが、仕事の内容は先ほどの生活支援員の仕事とほぼ同じ内容だろうと思います。いわゆる成年後見制度の場合には、弁護士や社会福祉士は結構高額な財産の管理、資産の管理とかを主にしているわけですが、お金を持っていない人、それから障害を持っている方、そういう場合には報酬はほとんど期待できません。それで、報酬が期待できない中で、だれが結局その人たちの権利を擁護し、生活を支えるのかというところにこの制度の問題が出てきていますけれども、一般質問のときに申し上げましたが、横須賀市では市が直営で養成講座をきちんとやっており、それから、養成講座が終わった後には、いわゆるその支援員とか福祉士が、そういう方に直接ついて実務を 1 年やるというような形になってはいますが、今回、小樽はそういう形ではなく、結局、民間から自発的に講座が始まっているわけです。市長の答弁としましては、何らかの支援をしたいが杜のつどいからまだ具体的な相談がないので、金額とか何をやるかというのは知りませんということでした。昨日の時点の情報なのですけれども、杜のつどいのほうでは、全国でこのような事業に対するコンペをやっており、それに対してこういう市民後見の要請をやりたいという形で応募したところ、昨年落選したけれども、今年は当選したと。それで、10 万円が来るということがわかりました。それで、今まではほとんど無料で講師を頼んでいたのですけれども、今回は 1 万円でも 1 万 5,000 円でも払えるのかなという話をしていたのですが、早速 2 月 6 日から週 1 回、1 回 6 時間で土曜日ごとに 4 回の講習をして、今日からまた、募集を開始している状態です。それが終わった後の次の段階としては 52 時間の専門的講習をまた予定しなければならない、そのときには市のほうにいろいろ御相談をするという段階になっていくと思います。

そういうような形で、段階を経て、市民後見人というのが生まれていくときに、現在、弁護士や社会福祉士が成年後見をやっているのですが、その方々も自分たちは財産管理とかそういうところまではできるけれども、いわゆる施設入居している場合に、その入居先を訪ねて状態を見るとか、細かい預金の出し入れをするとか、そんなことはとても不可能だと。だから、そこの部分を早く市民後見人にやってほしいのだということをおっしゃっていました。そういうふうに現在、成年後見をやっている方も市民後見人に手伝ってほしいと思っておりますが、今度、成年

後見センターが設立されますと、そこに市民後見人が所属して、センターのほうから結局仕事の依頼が行くというような形になろうかと思うのです。そうすると、現在の弁護士や社会福祉士がやっている部分と、今度新しく成年後見センターができることによってやっていく部分と、その仕事の振り分けや仕事の流れについては、これから考えるのでしょうかけれども、どのように整理していこうというふうに考えられているのか。今の段階でのお考えがあればお聞きしたいと思います。

○（医療保険）介護保険課長

市民後見人と専門職の仕事のすみ分けということでございますが、まずセンターを立ち上げた際には、市民後見人を養成することが一つの重要な役割になると思います。それとまず、市民後見人にはセンターに登録していただき、今いる市内の専門職 8 人がセンターに全面協力していただけるというふうに言っておりますので、センターでの後見業務の想定としましては、市内にいる専門職の 8 人と登録した市民後見人がセットで後見業務に当たるということを予定しております。中身を具体的にいいますと、後見業務が始まりますと、最初の段階では非常に難しい業務が発生するというふうに想定しておりますので、その部分は専門職の方にやっていただき、ある程度の段階で、身上看護等が始まりますと、そこは市民後見人に中心にやっていただくと。その中で、後見業務がどんどん進んでいきますと、大体繰り返しの業務になってくると思いますので、そういうふうになりますと、市民後見人が中心になって業務をやっていただき、専門職の方は市民後見人を監督するような立場に位置していただくというふうに考えております。

○大橋委員

◎社会福祉協議会について

それでは、成年後見制度のほうは理解できましたので、次は社会福祉協議会についてですが、成年後見センターなど新しく仕事の範囲を広めるといって、現行の仕事の内容、予算等についてお聞きをいたしました。

それで、予算については、訪問介護や通所介護などの介護保険事業を行っており、予算額は総額 2 億 5,300 万円であり、包括支援センターについては、中部は社会福祉協議会が持っていて、ほかの 2 か所は別の法人が持っているわけですが、これ北西と中部と東南のそれぞれの予算はどういうふうになっていますか。

○（医療保険）介護保険課長

各包括支援センターの平成 21 年度の予算についてですが、中部地域包括支援センターが 6,350 万円、北西部地域包括支援センターが 3,060 万円、東南部地域包括支援センターが 3,400 万円になっております。

○大橋委員

それぞれ予算の金額が決まっているのですけれども、この振り分けについては、何を基礎にしてお答えになっているのですか。

○（医療保険）介護保険課長

それぞれの包括支援センターに対しては人件費と事務経費という形で、負担金を委託料として交付しております。東南部地域包括支援センターは、人件費が 1,600 万円、事務費が 320 万円、中部地域包括支援センターは人件費が 2,500 万円、事務費が 580 万円、北西部包括支援センターは人件費が 1,600 万円、事務経費が 340 万円。基本的には包括支援センターは 3 職種とあって、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーという者を置かなければなりませんので、そういう方の人件費を委託料に含んでおります。

○大橋委員

そうすると差があるのはいわゆる中部は対象者が何人分、北西が何人分、東南は何人分というふうに振り分けをしているからなのですか。

○（医療保険）介護保険課長

中部地域包括支援センターは人件費が 6 人分で、社会福祉士が 1 名、保健師が 1 名、ケアマネジャーが 3 名、あ

と統括する管理者部門が 1 名です。東南部地域包括支援センターは人件費が 4 名分、社会福祉士 1 名、保健師 1 名、ケアマネジャー 2 名、北西部地域包括支援センターも人件費が 4 名分、社会福祉士が 1 名、保健師が 1 名、ケアマネジャーが 2 名となっております。この人件費の部分ですが、どうしても対象者、エリアが中部で多いものですから、人件費でそれだけかかるということで委託料を算定しております。

○大橋委員

わかりました。それから、ここでは、たんぼぼの介護事業所をやっている、ヘルパーは 64 名ということですが、市全体のヘルパー数というのは今何名なのですか。

○（医療保険）介護保険課長

事業所は 36 事業所あるのですけれども、そこに所属するヘルパーの人数というのは把握しておりません。

○大橋委員

人数を把握することは可能なのですか。

○（医療保険）介護保険課長

それぞれの事業所に問い合わせをしていわゆる常勤ヘルパー、パートヘルパー、登録ヘルパーの人数を把握することは可能ですし、訪問介護事業所の連絡協議会という組織もありますので、そこを利用して集約していただくということも可能というふうに考えます。

○大橋委員

急ぐ話ではないのですけれども、やはり小樽市全体でどれだけのヘルパーが活動していて、どんな仕事をしているという部分をつかんでおく必要があるというふうに思います。急ぎませんので、わかった時点で教えてください。

それから、市直営のヘルパーから社協に事業を移管しなければならないという議論され、全国的にも市直営という形はまずいという部分がありました。いわゆる市直営という形ですと労働時間などの縛りがあって、結局、柔軟な介護ができないと。特に、夜間の介護体制が必要だと言われたときに、やはり市直営では無理だという議論の中から、そういう縛りのない社協にその必要性が求められた時代がありました。今は民間ですから、もうなおさら自由にどんな体制にもなれるのですけれども、当時言われていたような夜間訪問や 24 時間の介護体制などは、今、小樽市において実現されているのかどうか、現状を教えてください。

○（医療保険）介護保険課長

24 時間体制でのヘルパー事業所の数ということでございますが、実は現在、24 時間対応のヘルパー事業所というのは小樽市には存在しておりません。そのような中で、2 か所については 24 時間体制で緊急時に連絡が取れ、対応するというヘルパー事業所があります。また、夜 10 時まで対応しているところが 3 か所、夜 11 時まで対応しているところが 1 か所あります。それと、地域密着型のサービス事業の中で、夜間対応型訪問介護というサービスがございます。この部分は小樽市にはまだ事業所が存在していないのですが、大都市の札幌市などでは事業所は存在していることを聞いております。

小樽市に存在しない理由としまして、やはり規模が小さいことと、ニーズがあっても事業所が採算の面でペイするだけの登録者がいないだろうということで、夜間対応型訪問介護の事業所というのは存在していない状況にあります。

○大橋委員

個々の事業所が自分のエリアの中で夜間の介護を必要とする人がいるかどうかといえば、36 事業所もあるのですから、1 か所では 1 人か 2 人しか対象者がいないということになると思いますが、小樽市全体でそういう需要があるかどうかです。小樽市全体でどの程度の需要になるのかはわかりませんが、社協が統括しているたんぼぼであれば、ある程度の需要に対し、対応できるということも考えられますけれども、そういうことはあまり考えたことはありませんか。

○（医療保険）介護保険課長

たんぼぼ自体が平成12年4月に介護保険事業として登録した際の営業時間というのは、たしか午前7時から午後10時までと定められておりますので、介護保険制度ができてから夜間を含め24時間の対応というのは、たんぼぼであっても対応はしていないというふうに思います。

○大橋委員

たんぼぼが対応していないのはわかっているのです。ただ、たんぼぼは社協の中に存在しており、純粋に民間ではないということと、規模が非常に大きいわけですから、市内にそういう夜間の需要があるのであれば、たんぼぼはそれに対応する立場なのかと、そういうふうに考えるものですから、本当に市民からの要望というか需要がないのか、それとも需要は潜在的にあるのか、その辺をこれからやはり把握してほしいというふうに思うのですけれども、その点はいかがですか。

○医療保険部長

24時間対応の訪問介護なのですけれども、道内では今のところ6か所で対応しております。社協でいいますと、釧路の社協がそういう対応をしておりますので、ニーズというのは当然あると思います。小樽市の場合は、先ほど申し上げました24時間電話連絡ができる場所、あるいは私どものサービスの中で緊急通報システム、それを使っただけで御連絡をいただいている分があるかと思えます。あとはこの夜間訪問型の部分というのは、コールセンターとそれから常時動いている車が必要になります。似たような業種としてはタクシー会社があります。例えば函館タクシーとか、それから札幌の場合では光星ハイヤー、こういうところはタクシー会社が運転手にヘルパーの資格を取らせて、コールセンターに電話が行くと、飲み屋に客を迎えに行くのではなく、ヘルパーを必要としている要介護支援者のところに駆けつけてサービスを提供するところがあります。小樽でも、例えばタクシー業界の方々を含め、昼間にそういうサービスを提供しているところもありますので、そういうお話を進めてまいりたいと思います。

○大橋委員

たんぼぼが発足した当時、混乱をしまして、採算がとれない事業であったという経緯はあったと思います。今は採算がとれているというふうにお聞きしましたがけれども、社協の仕事というのは、今どんどん範囲が広がっているわけです。今回も成年後見を社協で行うべきという議論が出ているわけですから、ボランティアの部分でも非常に仕事が増えていますし、何でも境目のはっきりしない仕事は社協に持っていくという傾向にまだなっていくと思います。

その中で、たんぼぼが人員64名で、社協的に言えば、人員の半分を占めているような大事業になっているのですけれども、そういうような大人数の職員管理を要するようなヘルパー事業を社協が抱え続けていくことに意味があるのかどうか。切り離して社協はもっと身軽になって、市民とボランティアの新しいニーズにこたえるべきというふうには私は思える部分があるのですけれども、その辺についてはいかがお考えですか。

○（医療保険）介護保険課長

社協からたんぼぼを切り離すという御意見でございますが、実は私、たんぼぼを立ち上げたときに、事務として関係していたものですから、そのときの状況から説明させていただきます。平成12年当時は、市の措置から契約に介護保険制度が変わりまして、市のヘルパーを社協に移管してたんぼぼを立ち上げたため、当時は人件費も高く、介護報酬に比べ人件費が当然高かったわけですから、赤字の補てんとして市にも多大な御迷惑をかけた状況はあります。

そのような中、市内のヘルパー事業所もまだ少なかったものですから、そういう意味ではたんぼぼは市内のいわゆる困難ケースですとか、ほかで引き受けられないケースを引き受けて、いわゆる社協としての責任をそこで果たしていた部分が非常に多かったというふうに考えております。

その後、市内にヘルパー事業所がたくさんできてきてまして、たんぼぼには居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーの事業所がなかったものですから、収益が上がる利用者というのがほかの事業所にとられていって、そういう意味では、生活援助のような収入が上がらないサービスがたんぼぼに集中していたという部分があります。そのような中で、何年か後に、居宅介護支援事業所を立ち上げて、ケアマネジャーを置くことによりまして、たんぼぼの収支というものもだんだん帳じりが合ってきて、当初64名だったと思いますが、市の嘱託職員から社協にヘルパーとして行ったものが、どんどんケアマネジャーの資格を取って市内の居宅介護支援事業所に移っていきました。当時、常勤ヘルパーについては半分ぐらいの人数で採算がちょうど合うという状況の中で、常勤ヘルパーがどんどんたんぼぼを退職して流れていった中で、今、大橋委員が言われた64名のうち、登録ヘルパーがたしか40名ほどになり人件費部分ではそういう部分ではかなりかかっている。なおかつ、収益部門でも黒字が出ている状況になっております。たんぼぼのほうとしましては、立ち上げたときに、非常に苦労した部分がある中で、言い方は悪いのですが、やっと黒字になって、収益の部分としても少しこれから上がっていくという状況にあるのかなというふうに思いますので、大橋委員のおっしゃる切り離してという部分は、非常にちょっと難しい問題なのかなというふうに考えています。

○福祉部長

社協を所管しておりますので、私のほうからも答弁いたします。

今、介護保険課長から答弁したとおりなのですが、私も他市の社協の実態をすべて知っているわけではありませんけれども、小樽市規模の社協におきましては、基本的に小樽でもやっておりますヘルパーステーションあるいはデイサービスという事業に手を出しております。そしてまた、小樽でも今ございましたように、たしか十五、六年ぐらいまでたんぼぼでは運転資金に窮するといいますか、そういう時期もございました。貸付けをしていた時期もございました。しかし、人員も適正な配置がされまして、黒字経営と、デイサービスも含めて黒字が出ています。基本的なところでは教科書どおりですが、行政と社協は地域福祉を担う大事な機関だという、そういった社会的な使命もございまして、そういった中でいろいろな福祉事業を展開するというのが普通の様ではないかというふうに思っております。今後につきましては御心配されるように、いろいろ手を出して本来業務がおかしくなるということも、やりすぎるとそういうこともあるかもしれませんが、その辺は社協としても、うちとしても考えていかなければならないというふうに思っております。

○大橋委員

私はやりすぎるようにと勧めているわけで、やりすぎるために身軽になってはということです。ただ、たんぼぼの関係については、説得力のある説明をいただきましたので、よく理解をいたしました。

○委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

○中島委員

◎介護保険サービスについて

資料要求をしておりますので、介護保険サービスの福祉用具購入費と住宅改修の問題について質問いたします。

最初に、介護保険の中の住宅改修と福祉用具購入費のサービス、これがどういうものなのかということについて簡単に説明をお願いします。

○（医療保険）介護保険課長

住宅改修と福祉用具購入の内容についてでございますが、住宅改修につきましては、手すりや段差解消などの小規模な改修が対象になっておりまして、介護保険の限度額としては20万円となっております、本人が1割負担になりますので、保険からは18万円、本人負担は2万円が限度額となっております。

また、福祉用具につきましては、入浴や排せつなどに使用するシャワーチェアやポータブルトイレなどが品目として対象になっております。限度額としては10万円となっておりますので、本人負担が1万円、保険での負担が9万円というような形になっております。

○中島委員

どちらも介護度に関係なく利用できるサービスで、利用実態がどうなっているかということなのですが、1年間に大体どれぐらいの利用があるのか、利用総額、また月平均利用数と1人当たりの平均利用額という点ではどのようになっていますか。

○（医療保険）介護保険課長

まず、住宅改修の年間利用件数であります。平成20年度で492件、総額としまして4,380万円、月平均364万9,000円、1人当たり約8万9,000円になっております。次に、福祉用具の購入の年間利用件数でございますが、457件、総額1,301万2,000円、月平均108万4,000円、1人当たり2万8,474円になっております。

○中島委員

先ほどおっしゃられたとおり、限度額があるんですね。住宅改修費は20万円までですが、今の答弁では平均1件当たり8万9,000円ぐらいで、福祉用具のほうも10万円の限度額に対して1人当たり2万8,500円ぐらいということなのですが、その支払方法はどのような形になっているのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

それぞれの支払方法につきましては、償還払いという方法をとっておりまして、一度利用者が事業所に10割を払って、後ほど小樽市にそれぞれの申請をしまして、小樽市のほうでは保険分9割を戻すという形をとっております。

○中島委員

いったん全額を支払い後から返ってくるわけですが、限度額以上利用した場合で、一度に20万円あるいは10万円を払わなければならなかったというようなケースはかなり多いのでしょうか。件数としてはどのぐらいあるかわかりますか。

○（医療保険）介護保険課長

それぞれのサービスの限度額を超えたケースでございますが、住宅改修のほうは年間492件に対しまして、73件、福祉用具のほうは年間457件に対しまして、20件となっております。

○中島委員

私は自己負担の1割分を支払って、残り9割分は介護保険から事業者へ直接払う、受領委任払い制度を実施すれば、市民負担の軽減をかなり図ることができるし、これは制度的な調整ですから、十分可能だと思うのです。今回、全道35市で受領委任払い制度を導入しているところについて調査していただきました。その件数と内容について説明をお願いします。

○（医療保険）介護保険課長

11月に行われた北海道市長会の担当者会議におきまして、稚内市から、住宅改修の償還払いについての質問があり取りまとめた資料でございます。35市中償還払いを実施している市は12市、受領委任払いを実施している市は23市でございます。償還払い12市のうち、受領委任払いの検討をしている、検討予定の市というのが5市ありまして、12市のうち検討する予定はないという市につきましては7市というふうになっております。

○中島委員

既に35市のうち23市で受領委任払い制度が実施されているのです。11月12日付けの介護新聞では、この会議を基にした報道によれば、償還払い、受領委任払い制度の両方を併用してやっている恵庭市では、9割が受領委任払い制度であるとも出ておりました。小樽市も検討するところに名前が出ておりますけれども、ぜひ実施してほしいと私は思っているのですが、する方向で話し合いは進んでいると考えていいのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

調査の中で、23市が実施していて、実施していないのが12市という状況がわかりましたので、まず市内のケアマネジャーのほうに、例えば住宅改修で10割負担できないために住宅改修をやめたケースなどがありますかという問い合わせをしたことがありまして、回答の中には、やはりその部分が大変なので、サービスを取りやめましたというケースも実はありました。そういう中で、近隣の市町村を確認しますと、余市町で1月にこの受領委任払いを実施するという事例もありますので、小樽市としましても、すぐに来年1月にはできないのですけれども、平成22年度中のなるべく早い時期に実現したいというふうに考えております。

○中島委員

3年置きに見直す介護保険制度ですが、そのたびごとにサービス利用者の皆さんからアンケートなどもとっております。そのアンケート結果の中にも、結局後からお金返ってくるのだったら、最初から1割だけにしてほしいという希望が書かれてあったこともありましたので、ぜひこれは実施してほしい内容だということを私も考えておりました。

平成22年度中にやるということになれば、来年度のいつの時期かという話になるのですけれども、今、第4回定例会でこの議論をしているわけですから、ぜひ22年4月実施ということで進めていただきたいと思うのですが、これはできない話なのでしょうか。なぜ、4月からできないのかというあたりについてお聞かせください。

○医療保険部長

手続的なことは、そんなに手間のかかることではないのですが、整理しなければならないことが少しあります。それで、4月に間に合えばいいのですけれども、少し中に入るかもわかりません。なるべく早い時期に実施をしたいと思います。

○中島委員

そうですね、先ほど課長が説明された隣の余市町も来年の1月からやると言っていますが、これは9月議会で、やる方向を明らかにしています。10月、11月、12月の3か月でやっているのです。そういうことから、1月、2月、3月でできないわけではないと私も思いますので、ぜひ4月実施のために努力いただきたいと思います。

○古沢委員

◎新型インフルエンザについて

私は、新型インフルエンザの問題について伺います。今日は最新の接種スケジュールを資料として提出していただいておりますので、これも参考にしながら伺っていきたいというふうに思っているのです。

最初に、新型インフルエンザが予想もしない豚から発生しまして、全国を覆うようになりました。これの流行状況を調査し、さらにはワクチンを各地に供給する。このフローといいますか、仕組みについては国の実施ルールに基づいて北海道が決めているのだそうですが、どのようになっているのか、説明いただきたいと思います。

○（保健所）犬塚主幹

まず、新型インフルエンザ患者の調査、サーベイランスのことについてだと思しますので、それについて答えさせていただきます。

いわゆる新型インフルエンザ患者の調査につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の規定に基づきまして、保健所が毎週、都道府県知事が指定した医療機関に対して報告を求めています。本市では、市内7か所の医療機関から毎週インフルエンザ患者の報告を受けております。この報告内容は、保健所で分析し、今後の流行予測について検討しまして、事前に必要な対策を実施するために活用しております。またこれは、厚生労働省に報告することになっておりまして、国のほうでは全国的な流行状況の把握や感染対策の検討に活用されております。

それから次に、ワクチンの供給までの流れでございますけれども、ワクチン接種の実施に関しては、国と契約を結んだ医療機関が、まず接種希望者の予約をとります。医療機関ではその予約本数を基本として、注文数を決定し、問屋に注文いたします。問屋では各医療機関からの注文を取りまとめ、北海道に供給依頼をします。北海道では国からの供給量を勘案し、各医療機関に対する供給本数を決定し、問屋を通じて各医療機関に供給されることになっております。

○古沢委員

感染状況は保健所が絡んでいますけれども、ワクチンのところでは保健所が出てこないということはわかりました。これは後で聞きます。

まず、市内の直近における感染状況の傾向、そして特徴を上げてください。

○（保健所）犬塚主幹

本市の感染状況につきまして、先ほど申し上げましたインフルエンザサーベイランスのデータに基づいてお答えいたしますと、本年の第33週 8 月 10 日の週から直近の 12 月 6 日までの累計患者数は 2,205 人ということでございます。患者の年代別累計割合がゼロ歳から 4 歳が 19.2 パーセント、5 歳から 9 歳が 40.9 パーセント、10 歳から 14 歳が 26.5 パーセント、15 歳から 19 歳が 6.5 パーセント、20 歳から 59 歳までが 6.7 パーセント、60 歳以上が 0.2 パーセントとなっており、これまでは小学生、中学生が患者の中心になっておりました。ただ、11 月下旬から患者の報告数がやや増加しており、この部分については小学校就学前のいわゆる幼児の患者が増加している傾向にございます。

○古沢委員

新聞報道でもゼロ歳から 4 歳児では減っていないというのが特徴だというふうに言われており、小樽でもそういう特徴のようです。

そこで、感染率についてはいろんな情報が入り組んだりしているので違ってくるのかとは思いますが、特にざっくり切れば、二十未満のところでは新型インフルエンザがいわば猛威をふるっているわけです。二十を超えると、ワクチン接種の対象者になりませんから、64 歳まで。病院に行っても対象外だからワクチンを打ってもらえないのです。ですから要するに、その中でも特に集団感染についてですが、最初に、小学校、中学校別に学校閉鎖した校数が何校あるのか、それから学級閉鎖を行った学校が何校で、学級閉鎖ですから、延べ学級数、それを押さえていたらお知らせください。

○（教育所）学校教育課長

学校における休業の状況ですけれども、まず学校閉鎖につきましては、小学校 27 校中 18 校、中学校で 14 校中 5 校。学級閉鎖とおっしゃられましたけれども、その前に学年閉鎖もありますので、先に学年閉鎖の状況を申し上げますと、小学校では 18 校で延べ 48 学年、中学校では 10 校で延べ 21 学年。学級閉鎖につきましては、小学校では 24 校で延べ 61 学級、中学校では 12 校で延べ 58 学級となっています。

○古沢委員

小中学校では一応下火になってきたので一安心していたら、つい何日か前に、何かまたどこかでぶり返してきているというのがニュースで流れたりしていますので、情報の整理をするだけでも結構大変なのですが、小樽全体としても下火になってきているということは、御確認いただけるのかなというふうに思います。一方、保育所や幼稚園の状況についておわかりであれば、お答えいただきたいと思います。

○（保健所）犬塚主幹

幼稚園それから保育所の集団感染の状況でございますが、幼稚園では 12 月 5 日現在で、市内 16 か所のうち、これまでに 13 幼稚園で閉鎖を実施し、二つの幼稚園では学級というのですか、延べ 5 学級の学級閉鎖を実施しております。保育所では閉鎖はございませんが、市内で病院に附属しているような、いわゆる事業所の保育施設も合わせまして、市内に 37 保育施設ございますけれども、そのうち市立と民間合わせて、保健所に患者の集団発生ということ

で発生報告があったものが13保育施設ございます。

○古沢委員

最近、学校現場のテレビを見ていて感心したのですが、給食時間に、先生方が工夫して考え、今までの食事のとり方を変える。食事は楽しくわいわいがやがやにぎやかに仲間づくりとしてとっているわけですから、グループで給食をとっていたのですが、要するに対面方式は飛まつ感染を広げることになるからということで、落ちつくまでは通常の教室の状態のまま給食をとるという工夫しているところもありました。それから、東京の中央区だったと思いますけれども、ワクチン接種を開始したら、予想を超えて患者が入ってきた病院はすぐワクチンがなくなり、予想したのだけれどもあまり来なかったところはワクチンが余るという状況が、最初のうちから様子が見えて、これは何とかしなければいけないということで、急きょ何とか集団接種という方法ができないかということで、医師会の皆さんや行政が検討しているという話がありましたけれども、この小樽市として例えばこういう独自の工夫、対策など検討の上、講じてきたということはありませんか。

○（保健所）犬塚主幹

集団生活をするような施設における感染予防対策でございますけれども、基本的に一つにはインフルエンザの患者は休んでいただき、感染を広げないと。それから、発病していない方々についてはマスクの着用、それから手洗いを実施してもらうという形をお願いしているところでございます。それから、先ほどの飛まつ感染というのが基本にございますので、食事をするときなどについては、なるべく対面を避けるような形でと、関係施設にはお願いをしているところでございます。以上が予防対策ということで、集団生活のときに小樽市がお願いしている内容であります。

○古沢委員

そうしますと、テレビ見て、大したものだなと感心するまでもなく、小樽でもやっていたんですね。

○保健所長

少し補足させていただきます。

今、犬塚主幹が申しあげましたのは、学校において患者が発生した場合、その患者はもちろん休むわけですが、その接触者となる子供たちで症状がない段階でも、マスク着用の上登校をすること。そして、マスク着用では食事はできませんので、そういう場合には対面を避けるとか、あるいは音楽の授業などいろいろございますので、可能な限り対面を避けるようにという方策を工夫していただきたいということは、かなり早い時期から申しておりますが、一律にある期間全部それをという形を小樽はとっていません。

○古沢委員

しつこくて申しわけありませんが、学校では学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖とかなり追い込まれたわけですが、そういう中で、例えば先ほど言ったように、教育委員会としては何か工夫したことはありますか。

○（教育所）学校教育課長

このインフルエンザに当たりましては、先ほど保健所から答弁していたとおり、うがい手洗いの励行、せきエチケットとしてマスクの着用、そのほかに、朝の学校登校時に、子供たちの健康状態の確認という形で実施してございます。

○古沢委員

特別のことではないですね。

提出いただいた接種スケジュール、これは最新版だそうですから、これを参考にしながら、まず伺いたいと思います。

このスケジュールについてはこれまでも何回か出ているのですが、これが最新版だと説明できるものがありますか。

○（保健所）犬塚主幹

提出した資料でございますが、これは最新版でございます、当初と一部変更になっております。それは何かと申しますと、接種スケジュールの前倒しの対象者が新しくなっております。これまで、北海道のほうでは前倒しは実施しておりませんでした、国の方針に従って、前倒しを決定いたしました。

まず、1歳未満児の保護者等については当初の接種開始日が1月上旬だったのを12月17日から、それから小学校4年生から6年生については、1月中旬から12月17日に前倒し、それから中学生につきましては、1月中旬から1月8日とそれぞれ前倒しされております。

○古沢委員

何度か更新されていますけれども、今おっしゃられたのは更新の日付で言えば、何日付けで今回の資料になったのですか。

○（保健所）犬塚主幹

まず、今回の資料につきましては、道のほうで出している11月25日の最新版でございます、その前は11月18日に出しております。その18日の資料には前倒しについては特に触れられておりません。

○古沢委員

私も前倒しだというから、18日の表から見ると、また大分変わったところがあるのかなとは思ったのですが、変わっているのは、新聞で報道されている中学校3年生の受験生対策だとか、そういったものがこの表上ではわかりませんけれども、そういうのは具体的な中身で変わっている部分はあるのですが、このスケジュールで言うと、言ってみれば、接種開始日が、12月中旬と押さえていた小学校1年生、3年生、4年生、6年生、それと1歳未満児の保護者については中旬と言っていたのを17日というふうに日程が決まりましたと言っていることですから、ほぼこれはイコールですね。中学生は1月上旬と言っていたのを1月8日から接種開始しますというふうに決めましたから、これもいわば8日は上旬ですから、ほぼイコールですね。ですから、これは接種スケジュールとしては新たな前倒し表というふうに言えるか言えないかという意味合いで言えば、ちょっと疑問かなというふうに思います。なお、あえて言えば、予約の開始予定日で言えば、この最新版のほうが繰り下げてしまっているのです。予約の開始日を遅くしているのです。今言った小学生などについては、医療機関に対して予約ができるという期間は、以前は11月下旬からできるようになっていたのが、12月に入ってからでなければ予約できなくなっているというものです。逆に前倒しではなくなってしまうのですが、何か理由は聞いていますか。

○保健所長

ワクチン接種のスケジュールの出し方について説明を申し上げますが、委員がお持ちの資料のように、例えば12月上旬ぐらいにはやりたいと思います、できると申しますというのがまずつくってあったわけですが、やはり市民が必要としているのは、一体何日から予約できて、何日から接種できるのか、それが本当に何日か前にならないと決まらないという状況なものですから、従前からお話ししているように、報道機関にお願いをする以外に市民周知ができないような状況で来ております。ですから、大体この辺という日程を基本的に出しておいて、日にちが確定し次第、情報刷新という形で出てきております。その予約日を何日にするかということについては、それは本当に例えば土日を含むとか細かいところで、とにかく可能な限り早い時期にという形で出てきますので、それを見たときには非常に遅くなったのではないかというふうに思われるかもしれませんが、あくまでも国も道も可能な限り早くということ次第で出てきている資料であるというふうにお読みいただければと思います。

それから、前倒しという問題につきましては、それは当初、順番が決まっております、まずは医療機関の従事者、その次に重い基礎疾患と妊婦、それから軽い基礎疾患の方というふうになってきたその順番総体を前に倒せないかという話ですので、スケジュールの前倒しとはちょっとニュアンスが違う話でございます。

○古沢委員

所長がおっしゃるように、日にちがはっきりしたという点で言えば、今までは中旬、下旬、上旬という言い方をしていましたから、これは確かに大事なことで、わかりやすくはなっております。

具体的な点で伺っておきますが、先ほどちょっと触れました中学生は、1月8日からワクチン接種開始というふうになっています。このスケジュール表には載っておりませんが、報道によれば、受験生の中学校3年生については優先的に接種をするというふうになっていて、なるほどと、当然、いいことだというふうに読んだのですが、後で落ちついて考えてみたら、予約というのは、市内の病院それぞれに中学生も一般の人も含めて、接種対象者が予約開始日から予約するわけです。そうすると、病院が年齢を聞いて、学年を聞いて、予約を受け付けて、はい、中学校3年生ですから、中学校3年生のAさんは1月8日、トップにしましょうというふうに、病院ごとにやらなければいけないということにどうやらなってしまうのだなというふうに思って、これはやけに面倒なことだなというふうに思ったのですが、実際にはそれ以外やりようがないですよ。いかがですか。

○（保健所）犬塚主幹

確かに中学生の接種につきましては、受験に配慮して中学校3年生を優先的に接種できるよう、医療機関に周知するよう道から指示が来ております。私どものほうでは、基本的に原則予約制でございますので、医療機関がそういう予約を受け付けた中で、医療機関が中学校3年生の優先接種に配慮していただくという形で考えておりますので、委員の御指摘のとおりになるかと思えます。

○古沢委員

高校3年生は同じ時期に受験期を迎えます。高校生の場合はスケジュールで見ても、そもそも中学生より半月とは言いませんけれども、少し後になっています。1月中旬ぐらいから接種開始ですから。高校3年生についても優先させたいという報道がありました。常識的に考えれば、悪くないことです。さっきみたいに病院ごとに同じような作業をしてもらわなければいけないのですけれども、であれば同じ時期に受験を控えている中学校3年生と高校3年生を同じ時期に優先的に接種するのが本来ではないのかというふうに私は思うのですが、そういう議論にはなっていないのですか。

○（保健所）犬塚主幹

接種スケジュールにつきましては、国のほうでベースをつくりまして、各都道府県で決定することになっております。国のほうでも、高校生については前倒しのスケジュールを示されておられませんので、北海道といたしましては、北海道に入ってくるワクチンの供給数を勘案して、接種スケジュールを決定しているということでございます。現在のところ、北海道では国の指示に従って接種スケジュールを決めておりますので、今のところ高校3年生を前倒しするというにはなっておりません。

○古沢委員

保健所及び教育委員会にお願いしたいのですが、例えばこういう場合に何が合理的で、漏れなく優先的に接種する人に接種できるかと考えたら、結論は一つしかないと思うのです。学校別に、例えば西陵中学校の3年生は1月8日に市内の何々病院で接種します、何々高校の3年生は1月ごろ、できれば8日若しくは9日というふうに、いわゆる集団接種というような形でなければ、優先的な受験生対応という形はとれないと思うのですが、これはどうでしょう。

○保健所長

委員がお考えのように、確かにマスの、ちょっと言葉は不適切ですが、縦断爆撃のようにやるにはもちろん集団接種が有効な方法でございます。ただ、今回の新型インフルエンザワクチンにつきましては、あまりにも準備期間が短かったために、治験の段階で副反応も出ております。医療機関の医師も、接種に当たっては大変慎重に考えておられまして、集団接種をやるとなると、医療機関の場でやるのが難しい場合が多いのです。と申しますのは、

各医療機関が新型、要するに患者であふれかえっている。それから、ふだんの患者もあふれかえっている。その中に予防接種も入れなければいけないとなると集団の形をとるといのはなかなか難しい。では、学校に出向くなり、町内会館を使うとなると、その場所が医療機関ではないので、実施する医師の側としてはちょっと難色を示すと。もちろん必要とあれば仕方がないのですが、現在の小樽の状況の中では、医療機関の医師から困っているといった声が上がってきておりませんので、個別の対応で市民の方々も落ちついて対応されているのかというふうに思っております。

市民の側からいたしましても、主治医を持ってらっしゃる方もいますし、あるいは地理的な条件もございまして、意外に子どもが想定している所とは違う医療機関で受けないという御希望もございまして、今のところ、小樽では集団接種が必要という段階までは煮詰まっていないというところでございます。

○古沢委員

優先接種の問題について私は今言ったのであって、一番必要とされる受験生に確実にというふうに考えれば、何が合理的であるかという一つの提案として聞いておいていただきたいというふうに思うのです。

そこで、そのワクチンの関係を聞いておきますけれども、国立の感染研究所発表ということで新聞報道でも推定値が出されていまして、先ほど最初にお尋ねした感染率とはちょっと違うのかもしれないのですが、これをベースにちょっと試算してみました。要するに、年齢層区分で言えば、ゼロ歳から4歳、5歳から9歳、10歳から14歳、15歳から19歳、私が最初に言った、要するに二十未満です。この四つの年齢階層別の小樽市の現在の人口は1万9,202人です。ちょっと古いのですが、感染率は11月22日、どの新聞でもその後出ていません。この段階で、例えば5歳から9歳、10歳から14歳の場合の感染率はほぼ50パーセント、49.8、51.7というふうに報道されています。その後の小樽市版で小樽の保健所としては、小中学生の6割ぐらいは感染しているのではないかという細かな報道もありました。それらを含めて推計したら、二十未満の1万9,000人の小樽市民のうち、1万1,000人前後はインフルエンザにかかっていないというふうに推計がされました。これ多少の誤差はあると思いますが、それを踏まえてお尋ねするのですが、小樽市へのワクチン供給量はどのようになっていますか。

○（保健所）犬塚主幹

まず、供給量なのでございますけれども、これまで医療従事者のものは別といたしまして、11月から基礎疾患、妊婦の方用としてワクチンが供給されております。11月初めには基礎疾患の方用として2,378本がまず供給されております。これは1ミリリットル換算での数字でございます。それから、妊婦さん用として195人分と言ったほうがいいと思います。これは、1ミリリットルではなくて、使いきりの0.5ミリリットルの注射器型のものでございますので、195人分。それから、11月30日に次のものが入ってきておりまして、これは1ミリリットル換算で1,538本、それから妊婦さん用といたしまして355人分が入ってきております。あと1回目、2回目の医療従事者につきましては、2,240本供給されているわけでございます。当初は2回接種が前提だったのですが、供給された後に1回接種ということに変更になりましたので、これについては少し残がございます。それについては、道のほうから妊婦、基礎疾患、それからそれぞれの優先接種対象者に回すように指示ございましたので、その分は別に1ミリリットル換算で988本供給されております。

○古沢委員

確認です。要するに1歳から6歳未満の子供たちは1回の摂取量は0.2ミリリットルです。それで、6歳から13歳未満が0.3ミリリットル、それ以上が0.5ミリリットルです。それで、1回接種と2回接種という区分けもありますが、今、供給されているワクチン量、小樽市の医療機関がストックしているワクチン、もう既に接種は始まっておりますけれども、これは接種対象者のおおよそ1回分は確保されているというふうに見ることはできますけれども、2回目以降の分はこれからになってくるのかなというふうに思っていました。1回分は確保されているというふうに、これは確信持って言えますか。

○（保健所）犬塚主幹

今の御質問ですが、1 回分というのは、例えば子供は 2 回接種ですけれども、その 1 回分ということでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

厳密に言いますと、今時点での 1 回分というのは確保されておられません。ただ、国から来る予定になっているワクチンの量を基に道で供給計画つくっております。1 回分といいますか、1 回目接種までの分につきましては、年内に小学生までについては 100 パーセント、中学生についての 1 回目分は全中学生に対する 6 割が年内に入ってくるようになっていきます。したがって、先ほどの感染率、発病者の率から考えましても、現時点においては少なくとも中学生までについては、ある程度ワクチンは十分な量と考えていいのではないかとこのように考えております。

○保健所長

冒頭、犬塚主幹が厳密な意味では間に合っていないというような発言をいたしました。あの意味は、すべての子供が 100 パーセント希望されたと仮定した場合のことを申しております。実は、参考までに調べておりますのが、小樽の医療機関が問屋に対してどれだけワクチンを請求しているか、今後、入荷の希望を出しているかというのをちょっと調べてございますが、それを見ますと、当然、第 1 回目は 100 パーセントのリクエストをしたわけですが、どんどん下がってきております。ですから、このワクチンは任意接種ですので、市民の方々もいろいろな思いで必ずしも全員が予防接種を希望されていないという可能性もあるのかと。問屋への請求が下がってきているという点から見ますと、それほど今、ひっ迫している状況ではないのかなというふうに、とりあえずそのように判断しております。

○古沢委員

最後です。一つは、最初のほうに触れた保健所の役割との関係ですが、ワクチン供給における流れの中に、保健所が位置づけられていないという問題です。保健所が位置づけられていないことによって起き得る、そして心配される問題というのはいっぱい出てくると思います。そういう意味では、医療機関ごとのワクチンの使用量により足りないとか余っているとかいうものの調整を行う役割をするようなところが、先ほど最初に説明された仕組みの中にはないのです。そういうようなことも含めて、仮に行政がこの流れの中に入っていくとしたら、これはもうすぐれて保健所が買って出て入るべき役割の分野だというふうに、私は思っています。これが一つです。

それから、ほかの市町村がやっているように、小樽市は非課税世帯と生活保護世帯に受診者票みたいのを送って接種を受けてくださいというふうにされておりますけれども、上乗せで助成して感染を防ごうというふうに頑張っておられる市町村が道内でも全国でも数多くあります。小樽市ではそういった方向を検討はされたのでしょうか。今もってないですから。検討もなかったのかどうかということだけ教えてください。

それからもう一つ、最後になりますが、これは意見です。幸いにしてと言っているのでしょうか、言ってみれば、今回は弱毒性の豚インフルエンザだったのです。これが以前から心配されていた強毒性の鳥インフルエンザだったら、一体この国はどうなったのだろう、ということをご想定すれば、いわば国民の健康、命の危機管理体制の問題として大きな問題を今問いかけている、まだ終わっていないわけではないですから。さらには今、弱毒性ですけれども、いつなるとき強毒性に転ずるかわからないというワクチンの特性から考えてみて、心配されている方も中にはいらっしゃるわけですから、そういうことを含めて考えれば、私はこれをきちんと小樽の健康保健行政の中に生かしていけたらいいなというふうに思っているのですが、その点での見解を伺います。

○保健所長

では、3 点についてお答えを申し上げます。

まず、第 1 点目のワクチン供給の体系の中に保健所が入っていないということですが、季節性インフルエンザの予防接種におきましても、保健所は介入しておりません。委員のお考えについては、私どももちょっと検討してみましたのですけれども、1 点目といたしましては、医療機関に納入された医薬品につきましては、これは

譲渡売買ができませんので、改めて再配布ということはこれは私どもとしてはいたしかねることでございます。それから 2 点目といたしましては、先ほども申し上げましたように、市民の方がどの医療機関を受診するかということは、自由に任せており、私どものほうで、例えば秋野医院がすいていますからそちらにどうぞといったような医療機関あっせん行動はちょっといたしかねますので、どちらにいたしましても、私どもとしては、今回は介入いたしかねる状況であったというふうに考えてございます。今回は季節性もワクチンの量も足りなくなるぐらい殺到しておられますので、医療機関のほうでうちはもうできませんと。自分の知っている限り、あちらの病院はどうかという形で、自主的に相互に御紹介し合っていたとというのが、一番正当な方法かというふうに思っております。ちょっとまどろっこしく聞こえるかもしれませんが、その点では介入いたしかねると思っております。

それから、接種費の助成ということを今回いたしました。従来ですと、季節性につきましては、高齢者の方々にぜひ受けていただきたいという施策誘導でそちらのほうにいたしております。また生活保護の方々、それから非課税の方々はもちろん従前より無料としてきたところでございます。今回も型は違いますが、同じインフルエンザウイルスでございますので、同じような考えの下に、生活保護の方々とは非課税の方々に対して助成をしたというところでございます。今回のターゲットは委員が先ほどからおっしゃっていますように、低年齢層なのです。子供たちが本当に一番要注意層であるということで、施策誘導といたしましては、そちらに先にワクチンを接種するという形での誘導となっております。二つの考え方を組み合わせた結果、今の小樽市の形になっているかと思えます。私どもそういうことで、ワクチンをまず子供たちに打ってもらいたいということ、それから低年齢での感染予防をいかに徹底するかということで、早いうちから手を打ってまいりましたので、もちろん完ぺきとは申せませんが、これが私どものすべき方法かなと、今現在は思っているところでございます。

それから、第 3 点目の今後に向けての話でございますが、これも再三医師会のほうからも御質問が来ております。もし、このウイルスが変異をして病原性が高くなった場合、対策は変わるのかということでございますが、病原性が高くても低くても、インフルエンザウイルスにはかわりはないでございます。ですから、その感染様式、それから感染する部位、これは同じでございますので、感染防御も同じ方法でやるというのが基本でございます。

ただ、今回、私どもも勉強いたしましたのは、メディアの力でございますけれども、病原性が低いという報道が流れるやいなや、市民の方々あるいは関係部署の責任のある方々をはじめとして、一部の方々でございますけれども、大したことがないと、感染しても大丈夫という緩さというのが発生したのを見てとれましたので、やはりメディアの報道力によって、市民の方々の感染防御への熱意というか、傾向といいますか、それは大きく変わるということはよく勉強したところでございます。私どもが声をからして 9 地区で説明会をいたしました。御存じのとおり、参加者は本当にばらばらとしか来ませんでした。というのは、メディアで既に報道がされて、もう既に知っているということでお集まりいただけなかったということでございまして、恐らく病原性の高いインフルエンザに変異したとなった途端に、市民の方々の関心が高くなると思っておりますので、それを利用して私どももいま一度、感染防御について徹底的に周知するチャンスがまた逆に出てくるのかなと思っております。

一方、従前より、前所長もいろいろ対策を考えておりましたように、病原性が高くなった場合には、物騒な話ですが、死体の処理の仕方とか、あるいは交通関係、行政関係、市内の企業で働く人々がいなくなるといった社会防衛的な対策も打たなければならなくなります。ですから、その点が変わってくるかと思っておりますが、ウイルスに関する感染防御は基本的に同じであろうというふうに考えてございます。

○古沢委員

一言ですが、私は素人ですから表現はおかしいと思いますが、要するに試され済みの感染症、試され済みのインフルエンザ、経験済みのというのでしょうか、そういう場合と、要するに今まで人類が経験したことのない新しい感染症、インフルエンザ、そういう場合に直面したときでも、保健所の役割というのは同じですと先ほどから所長はおっしゃいますけれども、私は違うと思うのです。それは私の意見ですから。

○保健所長

私の言葉が足りなくて申しわけございません。おっしゃるとおり、既に人類が経験しているウイルスの感染症と全く未知の新しいウイルスの感染症では、当然、対策は変わります。しかし、インフルエンザウイルスという種が同じであるという意味では、例えばせきエチケットを徹底するとか、あるいはうがいや手洗いを励行するとか、人ごみを避けるとか、そういった諸注意は変わらないという、非常に狭いレベルでの話でございますので、委員がおっしゃるとおり、新型に対する対策としては、対策本部を立ち上げなければならないということのように、これは従前とは違う対策を必要とするものでございます。それはそのとおりでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。